

令和2年12月10日
独立行政法人国民生活センター

消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例等

全国の消費生活センター等には、消費者と事業者との間で締結される商品やサービスの契約に関して多数の相談が寄せられており、消費生活相談の現場では各種の法令等を考え方の前提にして、その被害の救済に取り組んでいます。なかでも消費者契約法（以下、法）は、あらゆる消費者契約を対象として、事業者の不当な勧誘や不当な契約条項によって被害を受けた消費者の事後救済を可能とするもので、消費者契約にかかわるトラブルを解決する有効な手段として活用されています。

国民生活センター（以下、当センター）では、法に関連する消費生活相談を整理し、「事業者の努力義務」や事業者の「不当な勧誘・不当な契約条項」について、代表例と傾向をまとめています（注¹）。また法の施行（2001年4月1日）後は、法に関連する主な裁判例等について収集し情報提供しています。

今回は、2020年3月公表以降に把握できたものを取りまとめました。「1. 法に関連する消費生活相談の概要」では2019年度の相談件数（2020年9月末までの登録分）、「2. 法に関連する主な裁判例等」では2019年10月1日から2020年9月末までに把握した裁判例を分析しています。

1. 法に関連する消費生活相談の概要

法に関連する消費生活相談として、「事業者の努力義務（3条関連）」、「事業者の「不当な勧誘（4条関連）」、「不当な契約条項（8～10条関連）」の代表的な例とその件数について、直近3年度分を以下にまとめました〔表1〕。

（1）事業者の努力義務（3条関連）

「契約・解約」に関する相談のうち、「契約条項の明確化」（3条1項1号）および「情報提供」（3条1項2号）に関連する相談の内容を挙げています。これらに関連する相談が含まれると考えられる、契約条項や契約内容などが「難解」であった相談（注²）は28,149件（2019年度。以下同じ）となっています。この中では、インターネット回線やスマートフォンの通信契約の契約内容について「複雑で理解できない」「説明されたが理解できなかった」といった相談が2018年度に引き続いて目立っています。

（注¹）法における事業者の努力義務や不当な勧誘・不当な契約条項については本資料17～18ページ参照。

（注²）契約条項や契約内容のほか、使用方法や注意事項が難解であったという相談も含む。

〔表1〕法に関連する消費生活相談*の概要

年度		2017年度	2018年度	2019年度	備考
相談総件数(参考値)		941,455	996,601	938,731	
架空請求および還付金詐欺を除いた相談総件数		737,710	767,487	826,924	
「販売方法」に関する相談件数		340,310 (46.1%)	364,028 (47.4%)	394,587 (47.7%)	
「契約・解約」に関する相談件数		528,029 (71.6%)	560,506 (73.0%)	610,978 (73.9%)	
事業者の努力義務(3条関連)	関連する相談の内容				
	難解	23,075 (4.4%)	26,430 (4.7%)	28,149 (4.6%)	契約条項が平易でない、明確でないなど、消費者にとって難解な契約に関する相談。使用方法や注意事項が難解であったという相談も含む。
不当な勧誘(4条関連)	(1)消費者を誤認させる勧誘:消費者契約法の不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知となるような販売手口の問題を含む相談。				
	虚偽説明	32,307 (9.5%)	34,110 (9.4%)	31,040 (7.9%)	虚偽の説明により誤認した相談など。虚偽の説明があった場合でも、他に具体的な手口がわかっているものは含まれない。
	説明不足	49,101 (14.4%)	49,911 (13.7%)	50,241 (12.7%)	勧誘の際の説明不足が原因で誤認した相談など。クレーム処理の際の説明不足も含む。
	サイドビジネス商法	10,939 (3.2%)	11,976 (3.3%)	11,685 (3.0%)	「内職・副業(サイドビジネス)になる」「簡単な作業でお金が稼げる」などをセールストークにした手口により誤認した相談など。
	販売目的隠匿	9,247 (2.7%)	8,871 (2.4%)	8,366 (2.1%)	販売目的を隠した勧誘により誤認した相談など。アポイントメントセールスを含む。
	無料商法	13,444 (4.0%)	14,060 (3.9%)	17,791 (4.5%)	「無料サービス」「無料招待」「無料体験」「初回無料」など「無料」であることを強調した手口により誤認した相談など。
	点検商法	5,116 (1.5%)	5,346 (1.5%)	5,400 (1.4%)	「点検に来た」と来訪し、「排水管がかなり汚れている」「瓦が落ちそうだ」など不安をあおる手口により誤認した相談など。
	身分詐称	12,379 (3.6%)	15,838 (4.4%)	13,326 (3.4%)	公的機関や有名企業の職員や関係者であるかのように思わせる手口により誤認した相談など。
	(2)消費者を困惑させる勧誘:消費者契約法の不退去、退去妨害となるような販売手口の問題を含む相談。				
	強引・強迫	45,775 (13.5%)	43,998 (12.1%)	39,622 (10.0%)	強引・強迫行為により困惑した相談など。クレーム処理の際の行為等や電話による勧誘も含む。
	長時間勧誘	2,672 (0.8%)	2,604 (0.7%)	2,370 (0.6%)	長時間にわたる勧誘で困惑した相談など。電話による勧誘も含む。
	夜間勧誘	1,829 (0.5%)	1,759 (0.5%)	1,405 (0.4%)	夜間の勧誘により困惑した相談など。電話による勧誘も含む。
	デート商法	422 (0.1%)	496 (0.1%)	458 (0.1%)	恋愛感情を利用しデート等を装って勧誘する手口に関する相談など。
	判断能力に問題のある人の契約	7,952 (2.3%)	7,792 (2.1%)	7,789 (2.0%)	何らかの理由で十分な判断ができない者の状態を利用して契約させる手口など。いわゆる適合性原則に関連した相談を含む。
	開運商法	1,230 (0.4%)	1,352 (0.4%)	1,137 (0.3%)	「購入しなければ不幸になる」と不安をあおったり「契約すれば運勢が開ける」「幸福になる」と言って勧誘する手口に関する相談など。
	(3)必要以上の契約を結ばせる勧誘:消費者契約法の過量契約となるような販売手口の問題を含む相談。				
過量販売	1,552 (0.5%)	1,381 (0.4%)	1,485 (0.4%)	必要以上の量や長期間の契約を迫り、結果として高額・複数年分に当たる商品や役務を契約させる手口	
次々販売	5,393 (1.6%)	5,144 (1.4%)	4,594 (1.2%)	一人の者に次々と契約をさせる手口。勧誘を断れない消費者につけ込んで、不必要とも思える商品を購入させる相談など。	
(4)その他不適切な勧誘:ただちに現行の消費者契約法の対象とはならないが、不適切な勧誘として議論される販売方法の問題を含む相談。					
二次被害	5,340 (1.6%)	3,738 (1.0%)	2,237 (0.6%)	一度被害にあった人を再び勧誘し、二次的な被害を与える手口。	
不当な契約条項(8~10条関連)	関連する相談の内容				
	解約料	33,054 (6.3%)	32,173 (5.7%)	36,152 (5.9%)	契約の解除に伴う不当な損害賠償額の請求を定めた条項についての相談を含む、解約料に関する相談全般。
	遅延金	3,642 (0.7%)	3,380 (0.6%)	3,182 (0.5%)	金銭の支払いが遅延した場合の不当な損害賠償金を定めた条項についての相談を含む、債務の履行が遅れたことによる損害賠償金(遅延金、遅延損害金、遅延利息等)関連の相談全般。
保証金等	12,678 (2.4%)	12,122 (2.2%)	10,827 (1.8%)	不動産賃貸借で、原状回復費用を不当に消費者に負担させることを定めた条項についての相談を含む、債務者が契約時に予め債権者等に対して預ける金銭(手付金、敷金、礼金、内金など)に関する相談全般。	

* () 内の数値は、割合。「販売方法」に関する相談、「契約・解約」に関する相談は架空請求および還付金詐欺を除いた相談総件数のうちの割合。「事業者の努力義務(3条関連)」は「契約・解約」に関する相談のうちの割合。「不当な勧誘(4条関連)」は、「販売方法」に関する相談のうちの割合。「不当な契約条項(8~10条関連)」は、「契約・解約」に関する相談のうちの割合。

* 事業者の努力義務(3条関連)については「契約・解約」に関する相談のうち「(事業者の努力義務に)関連する相談の内容」、不当な勧誘(4条関連)については「販売方法」に関する相談のうち「代表的な販売手口等」、不当な契約条項(8~10条関連)については「契約・解約」に関する相談のうち「(不当条項に)関連する相談の内容」を記載。

* 「販売方法」、「契約・解約」は複数回答項目。また、「代表的な販売手口等」と「関連する相談の内容」の各項目も、すべて複数回答項目。

* 事業者の努力義務(3条関連)、不当な勧誘(4条関連)および不当な契約条項(8~10条関連)の各項目は、消費者契約法の対象となる相談を含むものであるが、すべてが同法の対象となる相談とは限らない。

* データは2020年9月末日までのPIO-NET^(注3)登録分、消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

(注3) PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。

(2) 不当な勧誘（4条関連）

「販売方法」に関する相談のうち不当な勧誘が関連した代表的な販売手口等を挙げています。このうち、「(1)消費者を誤認させる勧誘」では、「虚偽説明」が31,040件、「説明不足」が50,241件、「サイドビジネス商法」が11,685件となっており、これらは主に事業者のセールストークに問題のあったものです。また、「販売目的隠匿」が8,366件、「無料商法」が17,791件、「点検商法」が5,400件、「身分詐称」が13,326件となっており、これらは主に勧誘の入り口の段階で消費者を誤認させる手口です。「(2)消費者を困惑させる勧誘」では、「強引・強迫」行為に関する相談件数が多く、39,622件でした。また、「デート商法」は458件、「判断能力に問題のある人の契約」は7,789件、「開運商法」は1,137件となっています。「(3)必要以上の契約を結ばせる勧誘」では「過量販売」が1,485件で「次々販売」が4,594件、「(4)その他不適切な勧誘」では「二次被害」が2,237件となっています。

(3) 不当な契約条項（8～10条関連）

「契約・解約」に関する相談のうち、不当条項に関連する相談の内容を挙げています。法9条1号に関連する「解約料」に関する相談は36,152件となっており、これは2018年度に引き続き、インターネット回線やスマートフォンの通信契約、モバイル通信契約の解約料についての相談が中心となっています。法9条2号に関連する「遅延金」に関する相談は3,182件、10条に関連する「保証金等」の相談は10,827件となっています。

2. 法に関連する主な裁判例等

当センターが法の施行（2001年4月1日）後から2020年9月末日までに把握した、法に関連する主な裁判例は545件です。〔表2〕に、2020年3月18日に公表した「消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例等」以降に把握した66件の判決等を掲載しました。

66件の内容を見ると、「不当な勧誘（4条）」関連の判決が20件、「不当な契約条項（8～10条）」関連の判決が47件（うち4件は「不当な勧誘（4条）」と重複）、適格消費者団体が法に基づいて差止請求を行う「消費者団体訴訟」の判決が3件でした。

(1) 不当な勧誘（4条）関連の判決〔表2（1）〕

表2（1）に挙げた20件は、不動産の売買契約や投資に関する事案や金融商品に関する事案などです。

20件のうち、事業者側が裁判を欠席するなどして請求原因事実を争うことを明らかにせず、そのまま消費者の請求が全て認められた2件（表中8、9）を除き、法に関する消費者の主張が認められたものではありませんでした。

なお、20件のうち3件（表中5、17、20）は、原告もしくは被告が事業のために契約を締結していたと認定され、消費者契約法上の「消費者」とはいえないことから、法の適用が否定されています。

(2) 不当な契約条項（8～10条）関連の判決〔表2（2）〕

表2（1）に挙げた4件（同表中6、13、15、18）、表2（2）に挙げた43件の計47件は、

不動産の賃貸借契約の契約条項に関する事案が多く、その他 LP ガス消費設備等に関する事案などがあります。7 件（表中 23、27、31、33、37、40、43）で法に関する消費者の主張が認められています。

1 件は、駐車場（コインパーキング）の利用契約に関する事案で、「駐車券紛失時に 3 万円支払う必要がある」旨定めた条項について、法 10 条による無効を認めています（表中 27）。

もう 1 件は、芸能事務所等との間のギターレッスン等の契約に関する事案で、「契約期間内の解除の際に契約代金全額相当額を違約金とする」旨定めた契約条項について、法 10 条による無効を認めています（表中 37）。

残りの 5 件は、LP ガス消費設備の売買予約に関する事案で、消費者が LP ガスの販売業者とのガス供給契約を解除した場合に、事業者が予約完結権（一方的な意思表示により売買契約を成立させる権利）を行使できる旨定めた条項について、実質は違約金を定める条項であると認めたとうえで、事業者が生ずべき平均的損害は発生していない等として、法 9 条 1 号による無効を認めています（表中 23、31、33、40、43）。なお、同様の事案がその他に 1 件（表中 32）ありますが、法に関する消費者の主張は否定されています。

なお、47 件のうち 7 件（表中 6、17、21、29、30、34、41）は、原告もしくは被告が事業のために契約をしていたと認定され、消費者契約法上の「消費者」とはいえないことから、法の適用が否定されています。

（3）消費者団体訴訟〔表 2（3）〕

消費者団体訴訟は、事業者の不当な勧誘行為、不当な契約条項等について、一定の要件の下に、適格消費者団体が差止訴訟を提起することができるという制度（法 3 章、特定商取引法 5 章の 3、景品表示法 30 条、食品表示法 11 条）と、不当な事業者に対して、適格消費者団体の中から内閣総理大臣が新たに認定した特定適格消費者団体が、消費者に代わって被害の集団的な回復を求めることができる制度があります（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律）。

制度施行（2007 年 6 月）^{（注 4）}後から 2020 年 9 月末日までに当センターが把握した法に基づく消費者団体訴訟の判決は 49 件で、そのうち適格消費者団体の請求を認めたものは 17 件（うち 3 件は全部認容）です。

今回は、表 2（3）に挙げたとおり、差止請求の判決が高裁で 2 件、地裁で 1 件ありました（2 件が一部認容）。以下に概要を紹介します。

- ①携帯電話の通信サービスを提供する移動体通信業者に対して、事業者側に一方的な約款の変更権限を認める条項は法 10 条により無効であるとして差止請求をした事例の控訴審では、法 10 条該当性は変更後の約款の内容につき判断されるべきである等として当

^{（注 4）} 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）に基づく消費者団体訴訟の制度は 2009 年 4 月 1 日施行、特定商取引法（特定商取引に関する法律）に基づく消費者団体訴訟の制度は 2009 年 12 月 1 日施行、食品表示法に基づく消費者団体訴訟の制度は 2015 年 4 月 1 日施行。消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律は、2016 年 10 月 1 日施行。

該条項の法 10 条該当性を否定し、原審同様に差止請求を棄却しました（表中 1）。

②ゲームのポータルサイト運営業者に対して、「所定の要件の下で利用者の会員資格を取り消した場合に利用者に生じた損害を賠償しない」旨を定める条項等が、法 8 条 1 項 1 号および 3 号に該当し無効であるとして差止請求した事例では、条項が不明確であること等の理由から、「当該条項が被告に有利な解釈に依拠して運用されているとの疑いを払拭することはできない」と判断して、差止請求を一部認容しました（表中 2）。

③冠婚葬祭互助会の運営業者に対して、解約時の払戻金について「支払済みの月掛金の残高から『解約手数料』欄記載の所定の手数料を差し引いた金額を支払う」旨定めた契約条項が、法 9 条 1 号および 10 条により無効であるとして差止請求をした事例の控訴審では、会員募集に要する費用は個々の契約の締結の有無にかかわらず生じうるものであること等の理由から解約に伴う被告・被控訴人の損害には含まれないとし、平均的な損害の額を超える部分について法 9 条 1 号によって無効であると判断して原判決を変更し、控訴人の請求を一部認容しました（表中 3）。

3. 情報提供先

本報道発表資料を、以下の行政機関に情報提供しました。

消費者庁地方協力課（法人番号 5000012010024）

消費者庁消費者制度課（法人番号 5000012010024）

内閣府消費者委員会事務局（法人番号 2000012010019）



国民生活センター 公式LINEアカウント

LINE ID : @line_ncac

[QRコード]を読み取って「友だち追加」!



〔表2〕消費者契約法に関連する主な裁判例

(1) 不当な勧誘(4条) 関連

	判決	原告(控訴人、上诉人)の主張	判決の内容
1	東京地裁平成30年10月2日判決	被告(証券会社)から他社株式転換特約付債(いわゆるEB債、以下本件金融商品)を買受けた原告(消費者)が、本件金融商品の購入契約は、利率判定で低利率となるリスク及び満期償還時にワーストパフォーマンス銘柄の株式で償還されるリスクについて被告の従業員による不実の告知があったので法4条1項1号(不実告知)の規定により取り消したなどと主張し、被告に対して本件金融商品の購入代金の返還等を請求した事例。	裁判所は、被告が本件金融商品の購入を勧誘した際の説明につき、原告の主張を認めるに足りる証拠はないとし、説明内容の相当性には問題がないとはいえないが、当時の株価の状況や、説明がされた経緯に照らし、直ちに不実の告知に当たるとは断じ難いなどとして、原告の請求を棄却した。
2	東京地裁平成30年10月4日判決	インターネット上のオークションサイトに出品されていた中古車を被告(中古車販売業者)から落札して買い受けた原告(消費者)が、中古車のダッシュボードに割れがあるなど、ウェブサイトに掲載されていた説明内容と齟齬があり、被告は車両の状態という「重要事項」について事実と異なることを告げたとして法4条1項1号(不実告知)に基づき取消し等を主張し、被告に対し不当利得返還請求権等に基づき売買代金等の支払いを求めた事例。	裁判所は、少なくともダッシュボードの割れとシートの切れについてはウェブサイトの掲載内容と引渡時の中古車の客観的な状態に齟齬が生じており、これらは客観的事実に反した内容を告知したことにはなるが、これらの点は美観の程度問題であって、走行上の支障が生じるようなものではないから、売買契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすものまでは認められず、法4条1項1号にいう「重要事項」に当たらない、その他バンパー等の美観については、ウェブサイトの掲載者の主観によって左右される内容であるから、これも「重要事項」に当たらない等と判断し、原告が主張する不良箇所はいずれも「重要事項」に当たらないとして、原告の請求を棄却した。
3	東京地裁平成30年11月28日判決	被告(銀行)から住宅ローンの融資を受けて区分所有建物を購入した原告(消費者)が、建物の代金額が相場より相当高額であったにもかかわらず、被告及び建物の売主である訴外不動産業者が、相場に近い妥当な価額であると欺罔したと主張し、主目的には共同不法行為に基づき損害賠償金の支払いを、予備的には不実告知(法4条1項1号)等を理由とする売買契約の取消しを前提に、住宅ローンに係る消費貸借契約も信義則上無効になるとして、不当利得返還請求権に基づき、既払金の支払いを求めた事例。	裁判所は、主目的の請求について、被告及び売主ともに、原告に対し代金が相場に一致すると欺罔したとはいえないし、原告としても価格が相場に準じたものであると誤信したことによって売買契約を締結したとはいえないとして、被告の原告に対する欺罔行為を認めず、予備的請求についても、詐欺における欺罔行為が認められないのはもちろんのこと、法4条にいう不実告知があったということもできないと判断し、原告の請求を棄却した。
4	東京地裁平成30年12月7日判決	原告(消費者)が、被告(不動産業者)に対し、原告が被告に売り渡した不動産について、当該不動産は月額約20万円の収益が見込めるところ、本件売買等契約により当該収益を得る権利を失うことになるにもかかわらず、そうした不利益について一切原告に伝えなかったことなどは不利益事実の不告知(法4条2項)に当たり、これにより契約を締結したものであり取り消した等として、不動産の共有持分移転登記の抹消登記手続等を求めた事例。	裁判所は、認定事実からすれば、被告は原告に対し、売買等契約の内容について十分に説明しており原告においてもこれを了解した上で本件売買等契約を締結していると認められ、法4条2項の「不利益事実の不告知」に該当するような事情を認めることはできない等として、原告の請求を棄却した。
5	東京地裁平成31年1月11日判決	投資用マンションの売買契約締結後に、被告(個人)が融資手続きを速やかに行わなかった等の契約違反により同契約が解除されたとして、原告(不動産業者)が被告に対して、同契約の条項に基づき売買代金の20パーセント相当額である違約金等の支払いを求めた事例。被告は、原告担当者は被告が本件売買契約の詳細について不知であることを知りながら、被告に対し違約金に関する定めや融資承認期限といった重要事項に当たる詳細を説明することなく、また、被告が退去すべき意思を表示したにもかかわらず本件売買契約の締結を迫ったものであるなどとして、不利益事実の不告知(法4条2項)、不退去(法4条3項1号)による売買契約の取消しや信義則違反等を主張した。	裁判所は、会社員である被告が投資用のマンションを既に3件所有していた中で、さらに投資用として本件物件を購入しようとしていたことから「事業者として又は事業のために」契約の当事者となったというべきであり、「消費者」(法2条1項)にあたらぬとし、その点を措くとしても、被告が「重要事項」にあたる主張する違約金に関する定めと融資承認期限についての不利益事実不告知、及び不退去があったと認めるに足りる証拠はなく、法に基づいて本件売買契約を取り消すことはできないと判示した。一方で、本件売買契約締結の経緯が被告に慎重な検討と判断をさせるための配慮を著しく欠くものであったなどとして、被告への請求可能額について信義則違反を理由に売却代金の1割に制限した上で、原告の違約金請求を一部認容した。
6	東京地裁平成31年1月29日判決	訴外事業者(販売店)との間で、無料で脱毛を受けることができる、形式的に美容品の販売契約を締結するが代金を負担することはないなどの勧誘を受け、割賦販売契約を締結した被告ら(消費者)が、割賦販売代金債権を譲り受けた原告(事業者)から代金の支払いを請求された事例。被告らは、販売店は割賦代金相当額を支払うから被告らが代金等を負担することはないなどと、重要事項について虚偽の事実を告げ、これにより被告らは代金等を負担しないものと誤信して各割賦販売契約を結んだとして法4条1項1号(不実告知)に基づく取消しや、販売店との割賦販売契約書中の第三者への債権譲渡についてあらかじめ異議をどめない承諾をする旨の条項の法10条に基づく無効などを主張した。	裁判所は、販売店との割賦販売契約書中の第三者への債権譲渡についてあらかじめ異議をどめない承諾をする旨の条項について、民法468条1項の抗弁喪失の効果が認められ、当該条項は民法468条1項の規定の適用に比して、被告らの権利を制限し又はその義務を加重する条項であるとはいえないとして法10条による無効の主張を否定したうえで、販売店に対抗することができた事由を知らなかったことについて原告に過失があるときには、被告らは当該事由をもって原告に対抗することができるどころ、訪問販売又は特定継続的役務提供等に係るクーリング・オフ又は不実告知について、過失を認めるに足りる証拠もなく、法4条1項等についても同様に、販売店が割賦販売契約等に基づく代金等を負担しなくてよい旨を告げたことを原告が認識することができなかった以上、上記過失は認められないとして、被告らの主張を否定し、その他の被告らの主張についても全て否定し、原告の請求を全部認容した。
7	東京地裁平成31年1月31日判決	投資用マンションの勧誘を受けた原告(消費者)が、被告(不動産業者)に対し、勧誘の際に、損益に関する不実告知(法4条1項)や、空室や家賃不払い等のリスクに関する不利益事実の不告知(法4条2項)があった等として、価格相当額等の支払いを求めた事例。	裁判所は、投資用マンションの年金的機能・生命保険的機能や、公務員である原告において不動産投資が副業に該当しないこと等から、社会通念に照らして事業の遂行に該当しないとして原告の消費者性を肯定したうえで、被告が節税効果について付随的に触れたに過ぎず、これが持続するかのような誤解を招く表現は行っていないとして不実告知を否定し、確認書や説明資料等に照らすと、空室リスク・家賃不払いのリスク・不動産価格下落のリスク等を告げなかったとはいえないとして不利益事実の不告知も否定し、その他請求も含めて原告の請求を全て棄却した。

8	東京地裁平成31年2月28日判決	<p>仮想通貨と称する架空の権利(以下、本件権利)の販売名目で原告(消費者)から金銭を受取した被告(事業者)及びその代表者に対し、原告が不法行為等に基づき金員や損害金等の支払いを求めた事例。原告は、不法行為の責任原因として、本件権利の価値を担保する事業の実態がなく換金の見込みが無いという重要事項について説明せずに勧誘、販売し、あるいは将来の値上がりについて断定的判断の提供を告げており、原告はこれが事実・値上がりは確実であると誤認して購入していることから、法4条1項1号(不実告知)及び2号(断定的判断の提供)の重要事項や売買目的権利の将来における変動についての誤認がなされている等と主張した。</p>	<p>裁判所は、被告は口頭弁論期日に出頭せず答弁書その他の準備書面も提出しないため、請求原因事実を明らかに争わないものとして擬制自白が成立したなどとし、被告らは共同不法行為に基づく損害賠償責任を負うとして原告の請求を認容した。</p>
9	東京地裁令和元年7月9日判決	<p>被告1(宅地建物取引業者)から勧誘を受け、土地の交換的売買により被告1に土地の所有権を移転させ金銭を支払った原告(消費者)が、いわゆる原野商法の被害に遭ったとして被告1や被告2(被告1の専任宅地建物取引士)に対して共同不法行為に基づき損害賠償等を請求した事例。原告は、本件売買契約の締結に際して、①被告1が示した高額な買取額で土地を購入する意思も能力もないにもかかわらず、高額な買取額で購入すると告げ、また原告に販売する土地を買い戻す意思がないにもかかわらず、あたかも買戻条件付きの売買契約であるかのように述べて契約をさせていた、②実際は土地の交換的売買の差額の支払いであるにもかかわらず、原告に対し、手数料及び工事費の立替金として支払うものであるかのように述べ、また立替金については後日返還されるものであるかのように述べており、契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものについての不実告知を行ったとして法4条1項(不実告知)、2項(不利益事実の不告知)による取消しの意思表示をしたと主張した。</p>	<p>裁判所は、被告1は口頭弁論期日に出頭せず答弁書その他の準備書面も提出しないため、請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、自白したものとみなし、被告2については、土地の売買契約書等の各「説明をする宅地建物取引士」欄に、被告の業務に従事する宅地建物取引士として記名押印がされており、被告において具体的な契約関係の認識まではなかったとしても、少なくとも前記契約書等を含めた書面等に宅地建物取引士として名前を載せることについて対価を得て包括的に承諾していたことが認められるから、自身の前記行為により被告らによる不法行為を容易にしこれを補助したものと認められ共同不法行為責任を負うとして、原告の請求を認容した。</p>
10	東京地裁令和元年8月8日判決	<p>起業家向けの集客等のコンサルティングをしている被告(事業者)とコンサルティング契約を締結し代金を支払った原告(消費者)が、被告担当者から支払う代金に見合うだけの売上げが上がり、個別のフォローがあると説明を受け、そのことを動機として契約を締結したのに、実際にはそのようなことはなかったとして契約の錯誤無効と、被告の提供するコンサルティング等は、再現性の低いSNSによる集客を画一的にさせたり、ホームページの制作がずさんなものであるのに、高額な代金に見合う質のサービス等を提供するかのよう欺罔して上記契約を締結させており詐欺または法4条1項1号の不実告知に当たるとして、本件契約を取り消したうえで不当利得返還請求権に基づき支払い済代金の返還を求めた事例。</p>	<p>裁判所は、認定事実によれば被告が代金の元が取れることを確約する趣旨等の発言をしたとは認めがたい、各種のSNSにてある分野に関心を持つ者を潜在的な顧客とみてつながりを得ようとする被告の集客手法が、およそ不合理であると断定することはできず詐欺的であるとはいえない、ホームページの開設に際して設定に関する補助をするなど被告から相応のサービスが提供されており、直ちにその対価的価値が否定されるものでもないというべきなどとし、錯誤無効及び本件契約を締結させたことが詐欺又は法における不実告知に当たり取り消されるべき旨の原告の主張には理由がないとして、原告の請求を棄却した。</p>
11	東京地裁令和元年8月30日判決	<p>原告・被控訴人(消費者)が、被告・控訴人(中古自動車販売業者)に対し、中古自動車の売買契約の勧誘に際して、塗装剥離、さび、リアワイパーの不設置、ナンバープレートの設置位置について、不利益事実の不告知(法4条2項)があったとして、契約を取り消し、売買代金相当額の返還等を求めた事例の控訴審。原審が被控訴人の請求を全部認容したため、原審の被告が控訴した。</p>	<p>裁判所は、当該中古車が相当距離を走行済みであったことや原告が中古車の状態について認識し改めて全塗装をする予定であったことから、塗装剥離がれやさびは中古車であれば当然あり得る範囲のもので法4条2項及び5項にいう「重要事項」に当たるとは直ちに認め難いとしたうえで、サイト上の写真を拡大すれば認識できたこと、被告が一切説明をなかったとは認められないことから不利益事実の不告知を否定した。リアワイパーが設置されていないことについては、サイト上の写真から容易に認識でき、同車種の車両にもリアワイパーが設置されていないものもあることから、ナンバープレートの位置については写真から容易に認識することができるものであり設置位置の移動を契約内容とした事実は認められないことから、不利益事実の不告知があったと認めることはできないと判断して、原判決を取り消し、被控訴人の請求を棄却した。</p>
12	東京地裁令和元年10月30日判決	<p>原告(消費者)の亡き夫と被告(不動産業者)との間で締結した建築請負契約について、地盤改良補強工事を怠ったり、建築確認申請をはじめとする各種行政手続きにおいて虚偽の届出をしたり、解体する建築物の構造を「木造」と虚偽記載したなどと原告が主張し、これらが債務不履行、不法行為、不実告知(法4条1項)、瑕疵ある意思表示などに該当するとして、本件請負契約を解除し又は取り消したことに基づく原状回復請求及び損害賠償等を求めたと解される事例。</p>	<p>裁判所は、本件においては、債務不履行ないしは不法行為又は法違反の不実告知など被告の違法行為等があったと目すべき事情があったとまでは認められず、原告の主張に係る請求原因事実はいずれも認められないとして原告の請求を棄却した。</p>
13	東京高裁令和元年11月14日判決	<p>事例6(東京地判H31.1.29)の控訴審。原審が原告の請求を全部認容したため、被告ら3名のうち2名が控訴した。</p>	<p>裁判所は、原審判決を引用したうえで、一方の被告について、割賦販売契約の訪問販売や特定継続的役務提供契約該当性を否定し、被告らが割賦代金を自ら負担しないものと誤信した事実があるとしても、契約の目的の「質、用途その他の内容」又は「対価その他の取引条件」に該当しないと解され、法4条1項1号に基づく主張は認められない等と判断して請求を棄却し、被告ら2名の一方のみについて請求を一部認めた。</p>
14	東京地裁令和元年12月5日判決	<p>被告(セミナー等の企画会社)が主催する起業に関する講座等に関し受講料を支払い契約を締結した原告ら(消費者)が、被告に対し、勧誘の際に被告代表取締役らが提供するノウハウを用いるなどして行うビジネスにより原告らが得ることのできる利益(将来における変動が不確実な事項)につき断定的判断を提供し、原告らはその内容が確実であると誤認して本件各契約を締結したとして、法4条1項2号に基づく取消しや契約解除に伴う未履行部分に対応する受講料相当額の返還等を求めた事例。</p>	<p>裁判所は、被告代表取締役らが提供するビジネスに関する経験やノウハウが他の者が有するビジネスに関する経験等と具体的にどう違うと認識したかなど、誤信に至った理由等につき原告から合理的説明がされているとはいえず、また、説明資料中の「受講中に受講費用を回収して頂く!」「500万円、1000万円、3000万円の売り上げを作っていきますよ(※判決文ママ)」といった記載は、本件講座等を受講し実践を行う上での努力目標や心構えを記載したものと理解され、これら記載が断定的判断の提供に当たる等とはいえず、法4条1項2号に基づき契約を取り消すことはできないというべきとしたうえで、原告らが本件契約を解除した時点において本件講座等の少なくとも半分は履行されていなかったことを認め、被告に不当利得返還請求権に基づく受講料の2分の1の支払いを命じた。</p>

15	東京地裁令和元年12月18日判決	スマートフォン用ゲームで遊興し約200万円を支払った原告(消費者)が、被告(ゲーム会社)に対し、サービス提供の終了通知前にサービスの提供が継続すると誤信させるようなキャンペーン等を停止すべき信義則上の義務を履行しなかったなどと主張して、債務不履行等に基づき損害賠償等を求め、これと選択的に、被告がサービスの提供を終了することを予定しているとの不利益事実を故意に告知しなかったため、サービスの提供が継続すると誤信に基づき料金の支払いに係る意思表示を行ったとして、法4条2項(不利益事実の不告知)により当該意思表示を取り消す等と主張し、不当利得返還請求権に基づき約200万円等の支払い等を求めた事例。その他原告は「本サービスの提供期間は、当社がその裁量で決定します。当社は、ユーザーに対して何らの責任を負うことなく、本サービスを変更、中断、利用制限または終了することができます。また、当社はユーザーに対して何ら責任を負うことなく、60日の事前通知をもって本サービスを終了することができます」と定めた本サービス規約の免責規定について、被告は債務不履行または不法行為に基づき原告が被った損害を賠償する義務を負うところ、本件規約はその全部を免除するものであって信義則に反し消費者の利益を一方向的に害するものであるとの理由から法8条1項1号、8条1項3号、10条に基づき無効を主張した。	裁判所は、永続的にサービスの提供はできないというソーシャルゲームの特性、規約によりサービスの提供期間は被告がその裁量で決定し60日前に通知をすることによりサービス終了できる旨が定められ、あらかじめ明らかにされていること等から、信義則上の義務の不履行を否定したうえで、原告の法に基づく主張については、直接にユーザーに対して課金をするよう勧誘するようなものがあつたとは認められず、キャンペーンを行う中で本件サービス提供が60日を超えて継続することを明示していたなどの事情も認められないことから、本件サービスの提供の継続の有無に関して、被告が利益となる事項を告知して課金をするよう勧誘したとは認められず、法4条2項により本件課金に係る意思表示を取り消す旨の原告の主張は理由がないなどと判断した。また、免責規定については、被告が債務不履行責任や不法行為責任を負わないことから原告の主張には理由がないなどとして原告の請求を全て棄却した。
16	東京地裁令和元年12月20日判決	契約転換制度の性質を有する被告(生命保険会社)の「保障見直し制度」を利用し、従前締結していた保険契約を終了させ新たな保険契約を締結した原告(消費者)が、本件新契約締結に当たり被告従業員が原告に対し「保障内容はほとんど変わらない」「保険料は若干上がるだけで済む」といった虚偽説明を行うなど違法な勧誘をしたことから、不実告知(法4条1項1号)ないし不利益事実の不告知(同条2項)に該当するものとして本件新契約の取消し等を主張し、不当利得返還請求権に基づき支払った保険料の支払いなどを求めた事例。	裁判所は、本件新契約に係る重要事項について事実と異なる説明をしたことを認めるに足りる的確な証拠はなく、本件新契約の保険料の一部に充当される見直し価格等について説明したものと認められ、その説明をしなかった旨の原告の主張は採用できない、また、原告が本件新契約を締結することに全く合理性がないということではできず、本件新契約を締結したこと自体から直ちに被告従業員による不実告知、不利益事実の不告知等に該当する説明があつたと推認することはできない等とし、原告の主張はいずれも理由がないとして原告の請求を棄却した。
17	名古屋地裁令和元年12月26日判決	被告(不動産会社)の行う賃貸事業に利用する目的で、自身の所有する建物を当初10年間は賃料不変の約定によって一括して賃貸するとの賃貸借契約(不動産サブリース取引)を締結した原告(個人)が、契約締結から約9年後にされた一括賃貸料の減額合意について、「このまま契約期間が10年を超えると賃貸料が自動的に減額されるが、10年経過前に減額に協力すれば減額幅を抑えることができる」という誤った説明によってなされたとして、錯誤無効や法4条1項1号(不実告知)及び2号(断定的判断の提供)による取消し等を主張して、減額前後の賃料差額の支払い等を請求した事例。	裁判所は、被告の担当者が一括賃貸料が自動的に減額されるとの説明をしたとは認められないとして錯誤無効の主張を否定し、法に基づく主張についても、サブリース取引であることや一括賃貸料の額(月約60万円)等からそれ相応の規模を有する賃貸借契約であり、原告が法にいう消費者に該当するとは認められないとして否定した。その他請求も全て否定し、原告の請求を全て棄却した。
18	東京地裁令和2年1月10日判決	訴外不動産業者と賃貸借契約を締結した原告・控訴人(個人)が、訴訟被承継人(仲介業者)に対し、訴外保証業者との保証委託契約に基づく初回保証委託料について説明がなかったから保証委託契約は成立していない、仮に成立していたとしても、個人保証に加えてさらに保証を付することは控訴人の利益を一方向的に害するもので法10条により無効である。賃貸借契約の勧誘時に訴訟被承継人が保証委託契約の締結について告知しなかったことにより控訴人が個人保証のみで賃貸借契約を締結することができた旨誤認して賃貸借契約及び保証委託契約を締結したので法4条2項(不利益事実の不告知)により取り消されたとして、不当利得返還請求権に基づき、初回保証委託料相当額の支払いを求めた事例の控訴審。原審が請求を棄却したため原告が控訴した。なお、原審口頭弁論終結後に、訴訟被承継人を吸収合併した被告・被控訴人(不動産業者)が、訴訟承継人となった。	裁判所は、実弟の個人保証では足りないこと、仲介業者が初回の保証委託料を含む旨明記した請求書を送付したり重要事項説明においてその旨説明したりしていたこと等を理由に、保証委託契約の成立を認めたとうえで、原告は書道教室のために賃貸借契約を締結しており法2条1項にいう消費者に当たるとはできないから、法の適用があるとはいえないと判断し、この点を措くとしても、保証委託契約を締結しなければ賃貸借契約を締結することができないこと等から控訴人の利益を一方向的に害すると評価することはできず法10条により無効となるとする余地はない、重要事項について事実と異なる告知もなく、実弟の個人保証で足りる旨の誤認も認められないから、法4条2項により取り消すことができると解する余地もないとして、原告の請求を棄却した原判決は正当であるとして、控訴を棄却した。
19	東京地裁令和2年1月29日判決	被告(貸金業者)と継続的な金銭消費貸借取引を行っていた原告(消費者)が、被告に対し、過払金の返還を求めた事例。和解契約の内容及び効力等が争点となつたが、原告は和解契約締結時に過払い金が発生していることを告げられずそれを大幅に上回る借入金債務が存在することを告げられたこと等から、和解契約について法4条1項(不実告知)、2項(不利益事実の不告知)に基づく取消し権を有し、それを行使したと主張した。	裁判所は、和解契約締結に当たり被告が原告に対して取引経過を開示しておらず原告において過払金が発生していたことを理解していたとは認められないこと、過払金について言及する規定もなく当事者間で過払金について協議された形跡がないことから、過払金については和解の対象となつていたとはいえず、和解契約が過払金の存否について影響を及ぼすものとはいえないとし、もつとも被告において過払金が生じていることを告知すべき義務があるとはいえず、和解契約の締結に当たり被告が原告を勧誘したとの事実も認めることはできないことから、法4条1項または2項に基づいて和解契約を取り消すことはできないと判断したうえで、和解契約締結段階で生じていた過払い金について被告の不当利得を認め、原告の請求を一部認容した。
20	東京地裁令和2年2月18日判決	被告ら(株式会社)とリース契約を締結した原告ら(有限会社及びその代表取締役)が、被告らに対して、本件リース契約は被告従業員が対象物件につき原告らに理解できるような説明をせず、原告会社に不適当な契約の締結を勧誘し、原告らの理解力や判断力の低下に付け込んで締結させたものであるとして、不法行為や使用者責任に基づいて損害賠償等を求めた事例。あわせて原告は本件リース契約に当たり当該契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすものについて不実告知があつたとして法4条1項、2項、5条により当該契約は取り消されたと主張した。	裁判所は、本件各リース契約を締結したのは法人である原告会社であるから、本件各リース契約は「消費者契約」に当たらず法の適用の余地はないとし、また、被告従業員が原告らに理解できるよう対象物件や契約内容に関する説明をしていなかったと断ずることは困難といわざるを得ないなどとし、原告らの請求はいずれも理由がないとして棄却した。

(2) 不当な契約条項（8～10条）関連

	判決	原告(控訴人、上诉人)の主張	判決の内容
1	仙台地方裁判所古川支部平成30年8月13日判決	酒気帯び運転によって自動車の自損事故を起こして負傷した原告(消費者)が、被告(保険会社)に対して、保険契約等に基づいて保険金の支払い等を求めた事例。保険約款には、道路交通法に定められた酒気帯び運転等の場合は保険金を支払わない等の免責条項が定められていたが、原告は、「酒に酔った状態または身体に道路交通法施行令に定める程度以上にアルコールを保有する状態で運転している場合に免責されると定めている損害保険料率算出機構(以下、機構)の標準約款を基礎とした参考純率を用いて金融庁の認可を得ていながら、酒気帯び運転まで免責事由を拡大しており(※刑事罰が科されるかという点で両者は異なる)不当条項として法(10条)により無効である」と主張した。	裁判所は、免責条項について、機構の参考純率を用いたからといって、被告の保険約款を機構と同じ内容にしなければならないことを義務付けるものではないと解されること、免責条項は飲酒運転の抑止を目的とした合理的なものといえること等から、法に反するとはいえないと認めて、原告が道路交通法に定める酒気帯び状態であったことを認め、免責事由が認められることから、原告の請求を棄却した。
2	東京地裁平成30年10月3日判決	ノンフリートの自動車損害保険契約を締結していた母親から契約者の地位を継承し、その際発生した追加保険料を支払わなかったことを理由に保険契約を解除された原告(消費者)が、その後契約した他社の保険契約で従前のノンフリート等級を引き継いで保険料のサービスを受けられなくなったのは不当であるとして、被告(保険会社)に対して保険契約解除の無効等を請求した事例。原告は、追加保険料払込期日を設定した場合における保険料不払いを理由とする解除の効力を払込期日か保険期間の末日のいずれか早い日から起算すると定めた条項は解除の遡及効を認めるもので法10条により無効である、本件のような継続的契約で軽微な債務不履行の場合に解除権を認める条項は法10条により無効である等と主張した。	裁判所は、保険契約の解除の将来効を定めた保険法の規定の趣旨は、「保険契約者が契約上の諸義務に違反することなく保険契約が正常に継続していた期間についてまで事後的な事情により保険保護を遡及的に奪うことは許されるべきではない」という点にあり、保険法に規定のない保険料の不払いを原因とする解除については、当該趣旨に照らすと振込期日の経過後はもはや保険保護に値しないものということができ、解除について定めた当該約款が保険法の趣旨に反するとはいえないこと、保険契約における追加保険料を含む保険料の支払いは最重要かつ本質的な債務であり、軽微なものであるとはいえないことから、法に関する原告の主張を否定し請求を全て棄却した。
3	東京地裁平成30年10月18日判決	原告(不動産業者・賃貸人)が、被告(消費者・賃借人)に対して、賃貸借契約を解除する旨の意思表示をした上で、未払賃料等及び賃料相当損害金ならびに原状回復費用の合計約36万円の支払いを求めた事例。被告は、賃貸借契約の終了日から土地及び建物の明渡済みまで、月額賃料(約5万円)等の日割り額の1.5倍に相当する金員を支払う旨を定める損害賠償特約について、法10条によって無効であり、仮に同条により無効とならなくても、法9条2号により、年14.6%を超える部分は無効であると主張した。	裁判所は、請求原因事実を全て認めた上で、被告の法に基づく主張について、損害賠償特約が消費者の義務を加重し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとは認められない、不動産の引渡義務違反の損害賠償額について定める損害賠償特約は、法9条1号の適用の対象とはならないとして否定し、原告の請求を全部認容した。
4	東京地裁平成30年10月19日判決	原告(賃貸人)が、被告(賃借人、消費者)に対し、原告と被告の間の建物賃貸借契約について、解除による終了に基づき建物の明渡しを求めた事例。被告は、クレジットカード会社との間で賃料等の立替払委託契約を結んでおり、当該立替払委託契約において、「被告がカード会社に対して立替賃料等の支払いを怠り、原告及び被告の信頼関係が破壊されるに至ったこと」を原告による賃貸借契約の解除事由に追加すること(本件条項)に同意していたが、本件条項が法10条に反し無効であると主張した。	裁判所は、被告がカード会社に対し立替賃料等を着実に支払うことは、賃貸借契約及び立替払委託契約を維持継続するための不可欠な要素であり、被告がカード会社に対し立替賃料等を支払わないことを、賃貸借契約上の債務不履行意思の表れとみて、その程度が著しい場合には原告と被告の間の信頼関係破壊を認め、賃貸借契約の解除事由とすることに合理性があり、一方被告にとってカード会社への支払いは格別重い負担を被ることはないから、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するとはいえず、本件条項は法10条により無効であるとはいえないとした。また、被告が立替賃料等の支払い義務を履行しないことは、本件条項により追加された賃貸借契約の解除事由に当たるから、賃貸借契約は解除されたと認められるとして、原告の請求を認容した。
5	東京地裁平成30年11月27日判決	外国人である原告(消費者)が、建物の売買契約を締結した被告(不動産会社等)らに対し、主目的に、売買契約の約定に基づく手付金の返還請求あるいは売買契約の無効を前提とする不当利得返還請求として手付金相当額の連帯支払いを求め、予備的に、被告のうちの1社に対して売買契約に関する債務不履行があると主張して、同額の損害賠償金の支払いを求めた事例。建物の売買契約の契約書には、融資利用の特例として、政府系金融機関提携住宅ローン融資または提携住宅ローン融資を利用する場合に、これらの融資の申込額の全部またはその一部が実行できないことが確定したときは、売主または買主が契約を解除することができ、売主は受領済金員の全額を解除後遅滞なく買主に無利息で返還すること等が定められており(本件契約19条)、原告は、本件契約19条が適用対象を外国人には利用できない提携融資に限定している限りにおいて、消費者である原告の利益を一方的に害する条項であり、法10条に基づいて無効であると主張した。	裁判所は、本件契約19条について、一定の条件を有する一部の者に利益をもたらす特例が当該条件を有さない者に適用されないことをもって直ちに信義則に反して買主を害しているとか、不合理ないし不当な差別であるなどと評価できないことは明らかであり、法10条には反しないとした。錯誤無効の主張については、本件契約締結における原告の意思表示に錯誤があったと評価するに足る事情は認められないとして否定した。また、被告のうちの1社による債務不履行についても、注意義務違反、説明義務違反のいずれも認められないとして原告の請求を棄却した。
6	東京地裁平成30年11月27日判決	原告1(建物所有者兼賃貸人)が、2カ月分の賃料の支払いを怠るなどした被告1(賃借人:弁護士法人1)と被告2(現在の建物占有者:弁護士法人2)に対してそれぞれ賃貸借契約の終了、所有権に基づく建物の明渡しを求めるとともに、賃貸借契約の保証人である原告2(家賃債務保証会社)が被告2と被告3(事業者)に対してそれぞれ保証委託契約、連帯保証契約(以下、まとめて本件連帯保証等契約)に基づいて求償金等の支払いを求めた事例。本件連帯保証等契約においては、未払いの賃料等の合計額が賃料の3カ月分以上に達したときは原告2が賃貸借契約を解除することができるものと特約が定められていたが、被告らは、賃貸借契約の解除は保証委託契約の委託者で賃借人である被告1に不利益な行為であり、賃貸人のために行われることから、利益相反性が明らかである等として、法10条等により無効であり、それを前提とする賃貸借契約の解除も無効である等と主張した。	裁判所は、保証委託契約の契約主体である被告1は消費者に該当しない等として、法に基づく主張と本件連帯保証等契約の無効を否定した上で、賃料延滞の事実等から契約解除を認め、原告の請求を全て認めた。

7	東京地裁平成30年12月6日判決	原告(古物商)が、被告ら(個人)から高級ブランド品として買い取ったカバンがいずれも不正品の疑いのあるものであったとして、主的にはカバンの売買契約の約定解除に基づく原状回復請求として、予備的には、売買契約の錯誤無効に基づく不当利得返還請求として、売買代金相当額の返還等を求めた事例。本件売買契約において被告は、原告が買い取った物品について不正品の疑いを抱いた場合には被告等何ら手続きを要することなく売買契約を解除することを承諾する旨の解除条項が印字された買取明細書に署名し原告へ差し入れていたが、本件解除条項は法10条により無効であると主張した。	裁判所は、本件カバンについては客観的に合理的な根拠をもって不正品であることが疑われるものであり、本件解除条項にいう解除事由があるとして、本件売買契約は本件解除条項に基づき有効に解除されたものと認め、原告の請求を認容した。本件解除条項については、対象品が商標権侵害物品等の不正品であるという瑕疵がある場合に、特に期間を制限することなく買主である原告による無催告解除を認めるものであるが、不正品を流通させる行為であることが客観的に合理的に疑われる場合に売買契約の効力を否定する条項は、公の秩序に照らして一時的に消費者の権利を制限し義務を加重するものとはいえず、信義則に反するものといえないとして、法10条により無効となるものではないとした。
8	東京地裁平成31年1月10日判決	原告(賃貸借契約の保証会社)が、被告(貸室の賃借人、消費者)に対し、保証委託契約に基づき求償金及び遅延損害金、保証委託料の支払いを求めた事例。被告は、保証委託契約のうち①保証人である原告が、被告が賃貸借契約に基づく債務の履行の全部または一部を遅滞したとき、被告に対して個別の通知なく保証債務を履行し求償権を行使できる②被告が債務を履行しないことについて正当事由がある場合は、当該債務の履行の前日までに当該債務の内容及び正当事由を原告に連絡しなければならない③正当事由の連絡を怠った場合には原告の求償請求を拒否できない、とする各条項について、法10条により無効であると主張した。	裁判所は、本件保証契約の条項につき、①については、被告が賃貸借契約に基づき負担する債務の履行の全部または一部を遅滞したとき原告が保証債務を履行すること及び被告の履行時期があらかじめ明らかにされており、当該条項が消費者である被告に与える不利益の程度は大きいとはいえないとした。②及び③については、当該債務の履行期の前日までに正当事由の連絡を要求する点で被告に一定の不利益を与えるものであるが、当該条項はいかなる場合にも被告の抗弁権の主張を排除するものではなく、正当事由の通知を要求することが不合理ともいえないことから、当該条項が信義則に反し被告の利益を一方的に害するということとはできず、各条項とも、法10条により無効となるものではないとした。以上により、各条項はいずれも有効であるところ、被告は原告の求償請求を拒むことはできず、原告の請求を認容した。
9	東京地裁平成31年1月17日判決	原告(区分所有建物の賃貸人)が、被告(賃借人、消費者)において、その娘が迷惑行為を繰り返したこと、賃料の支払いを怠ったことを理由として、賃貸借契約を解除したと主張し、被告に対して、賃貸借契約の終了に基づき建物の明渡しを求めるとともに、契約解除後の借額賃料等に相当する額の損害金及び裁判費用負担特約に基づく損害金等の支払いを求めた事例。被告は、裁判費用負担特約について、消費者の利益を一方的に害するものであって法10条に違反し無効であると主張した。	裁判所は、被告の娘による迷惑行為を理由とした契約の解除はできないとしたが、賃料等の支払いがしばしば遅延していたこと、当事者間の賃貸借契約上の信頼関係は既に破壊されるに至ったものと認められるのが相当であるとして、賃料の支払いを怠ったことによる賃貸借契約の解除を認め、原告の請求を一部認容した。裁判費用負担特約については、被告の賃料不払い等の債務不履行により原告が建物の明渡しを求め訴訟を提起した時に裁判費用を被告が負担すべきことを定めるものであって、特約の内容は合理性を有するものであり、原告において実際に支出した当該費用のうち相当な範囲の額の限度で生じた損害を被告が負担すべきことを定めたものであるから、被告に過度の負担を強いるものといえることはできず、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項にあたるとはいえないとして法10条の適用を否定した。
10	東京地裁平成31年1月17日判決	原告(不動産業者・賃貸人)が、被告(消費者・賃借人)に対して、賃貸借契約の終了に基づく目的物返還として居室の明渡しを求めるとともに、明渡しの遅延について、約定の損害金条項に基づく利用料金等の3倍相当額(月約21万円)の支払いを求めた事例。被告は上記損害金条項について法9条により無効であると主張した。	裁判所は、居室の利用方法や実際の管理、運用状況等から賃貸借契約が一時使用目的のものであったと認め、原告が契約更新の合意を求めたことと期間満了によって終了したとして原告の明渡し請求を認め、被告が原告に対して賃料等を支払うことは賃貸借契約を継続するための不可欠な要素であり、被告が原告に対する家賃の支払いを3カ月分以上怠り、原告会社が賃料に係る保証債務を履行したことを、被告に賃料の支払能力がないことの表れとみて、賃料について原告が被告から代位弁済を受けていても、原告と被告の間の信頼関係破壊を認め、原告による賃貸借契約の無催告解除を認めるとする本件解除条項には合理性がある、とした。加えて、本件解除条項は、被告が格別重い負担を被るものでもないとして、法10条の適用を否定した。また、事前求償条項についても、民法460条2号の規定による場合に比して被告の義務を加重するものではないから法10条に反しているとはいえないとした。そして、本件解除条項に基づき、賃貸借契約は原告による解除の意思表示によって有効に解除されている、として、原告による建物の明渡し請求及び原告会社による求償金等の支払い請求を認めた。
11	東京地裁平成31年1月25日判決	原告(賃貸人)が、被告(賃借人、消費者)に対し、建物賃貸借契約の解除による終了に基づいて建物の明渡しを求め、原告会社(保証会社)が、被告との間の保証委託契約に基づいて被告の原告に対する債務を連帯保証し賃料等を代位弁済したと主張して、被告に対し、保証委託契約に基づく事後求償権及び事前求償権に基づき賃料等に係る求償金等の支払いを求めた事例。保証契約書には、賃貸借契約の解除について、①原告会社は、被告が支払いを怠った賃料等の合計額が賃料3カ月分以上に達したときは、無催告で賃貸借契約を解除することができる(保証人解除条項)、②被告が賃料の支払いを3カ月分以上怠り、原告会社が3カ月分以上の賃料に相当する保証債務を履行したことなどにより、被告に賃料の支払能力がないことが明らかとなり、原告及び被告間の信頼関係が破壊された場合には、原告会社による保証債務の履行の有無にかかわらず、原告は、無催告で賃貸借契約を解除することができる(解除条項)③被告が賃貸借契約上の賃料等相当損害金の支払いを怠ったとき等には、保証債務の履行前であっても被告に対して事前に求償権を行使することができる(事前求償条項)との条項があり、被告は、これらについて、法10条による無効を主張した。	裁判所は、本件保証委託契約及び本件保証契約を締結したことによって賃貸借契約上の被告の原告に対する債務が免除ないし軽減される理由はなく、被告が原告に対して賃料等を支払うことは賃貸借契約を継続するための不可欠な要素であり、被告が原告に対する家賃の支払いを3カ月分以上怠り、原告会社が賃料に係る保証債務を履行したことを、被告に賃料の支払能力がないことの表れとみて、賃料について原告が被告から代位弁済を受けていても、原告と被告の間の信頼関係破壊を認め、原告による賃貸借契約の無催告解除を認めるとする本件解除条項には合理性がある、とした。加えて、本件解除条項は、被告が格別重い負担を被るものでもないとして、法10条の適用を否定した。また、事前求償条項についても、民法460条2号の規定による場合に比して被告の義務を加重するものではないから法10条に反しているとはいえないとした。そして、本件解除条項に基づき、賃貸借契約は原告による解除の意思表示によって有効に解除されている、として、原告による建物の明渡し請求及び原告会社による求償金等の支払い請求を認めた。
12	福岡地裁久留米支部平成31年1月25日判決	自動車運転中の事故により死亡したAの相続人である原告ら(消費者)が、Aが被告1(保険会社)と締結した自動車保険契約に基づき被告1に対して、Aが被告2(保険会社)と締結した交通事故傷害保険契約に基づき被告2に対して、保険金の支払いを求めた事例。各約款には被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害には保険金を支払わない旨記載されており、被告らは本件事故がAの故意により生じた事故である蓋然性が高いものと判断して保険金の支払い請求を拒絶していた。原告は「偶然的事故」であることは外形的に事故であることを立証すれば足りるもので、仮に「本件事故が被保険者の意思に基づかない事故」と解されて「事故が故意または重大な過失によるものであること」の立証責任を被告請求者が負担するのであれば、法10条等により無効である等と主張した。	裁判所は、傷害保険がモラルリスクが典型的に高い保険分野であると考えられること、不正請求を防ぎ保険制度の健全性を維持する必要性があることから、保険金請求者である原告らが「偶然的事故」であること、すなわち「本件事故がAの意思に基づかない事故であること」について立証すべき責任を負う、その理由には相応の合理性があり法10条等に反するものといえないとしたうえで、本件事故をAの意思に基づかない事故とは認めず、Aが意図的に惹起した事故であり、「偶然的事故」には当たらないとして、原告らの請求を全て棄却した。

13	仙台高裁平成31年2月28日判決	事例1(仙台地裁古川支判H30.8.13)の控訴審。原審が原告・控訴人(消費者)の法(10条)に関する主張を否定した上で請求を棄却したため、原審の原告が控訴した。	裁判所は、道路交通法に定める酒気帯び状態における運転は刑事罰ではないものの危険な行為であること、免責条項は機構の標準約款よりも免責事由が広がるものの、契約者が不測の不利益を与えるほどの違いではないこと、機構の参考純率を用いる旨を届けて金融庁の認可を受けているからといって上記の程度に免責事由が広がる免責条項を定めることが保険業法による認可制度の趣旨に反するものとはいえないこと等の理由から、免責条項が法10条に定める不当条項に当たるとはいえないとしたうえで、控訴人は道路交通法に定める酒気帯び状態にあり免責事由が認められる等と判断して控訴人の控訴を棄却した。
14	東京地裁平成31年3月14日判決	原告(株式会社Aの代表者)が、被告(国)から賃借した土地に建物所有していたところ、過分な税負担を伴うことなくAIに本件建物の一部とその借地権を譲渡することができると誤信したことから、被告との間で、AIに対する本件建物と借地権の各一部譲渡を前提とした借地権譲渡承諾契約を締結し、被告に承諾料を支払ったとして、被告に対し、①民法95条本文、90条、法10条もしくは停止条件未成就等による不当利得②借地権譲渡承諾契約または信義則に基づき、利得金等の支払いを求めた事例。原告は、被告が原告に対してした本件一部借地権を譲渡することの承諾は、実際に一部借地権が譲渡されない限り無価値であり、実際には一部借地権が譲渡されていないにもかかわらず被告が本件承諾契約に従って承諾料約900万円を保持することは暴利であるから、本件承諾契約は公序良俗に反するとともに、法10条に反して無効であると主張した。	裁判所は、賃借権の譲渡承諾は、これによって賃借人が適法に賃借権を譲渡できるようになるからそれ自体に財産的価値があること、譲渡承諾料の相場は借地権価格の10%前後であり本件一部借地権の平成29年当時における時価は約9000万円であったことに照らすと、被告が本件承諾契約に従って承諾料約900万円を保持することは暴利であるとはいえないことから、本件承諾契約は公序良俗に反するものではなく、法10条及び民法90条には反しないとされた。また、原告が本件承諾契約においてした意思表示には要素の錯誤があるとはいえないこと、本件承諾契約には停止条件や解除条件が付されていたとはいえないこと、本件承諾契約には既払いの承諾料を返還する旨の合意があったとはいえないこと、被告が原告に対して承諾料を返還する信義則上の義務を負っているとはいえないことも合わせて判示し、原告の請求を棄却した。
15	東京地裁平成31年3月14日判決	被告(歯科医院代表者)の開設する歯科医院において歯科矯正治療を受けた原告(消費者)が、主位的には、被告代表者は歯科矯正治療期間に関して十分な医学的根拠に基づかない説明をし、また、アンカーインプラントを適切な時期に抜去すべき義務に違反したと主張して不法行為に基づく損害賠償等を求め、予備的には、治療契約を中途で解除したため、支払い済みの治療費のうち未治療分相当額について被告が法律上の原因なく利得していると主張し、不当利得に基づき未治療分相当額の返還等を求めた事例。原告は、予備的請求において、歯科矯正治療契約のうち歯科技工料を矯正施術料の30%としていることは不当に高額であり、法10条に反し無効であると主張した。	裁判所は、現実の医療行為の実態からすると、被告代表者が行った歯列矯正の期間についての説明には医学的根拠があったかどうか疑わしいが、被告代表者の経験した症例や複数の症例報告を前提とした説明が医学的根拠を欠くとまではいえず、被告代表者に、アンカーインプラント埋入から2年経過時に抜去すべき義務があったと認めるに足りないとして、原告の主位的請求については棄却したが、治療契約を中途で解除したため、支払い済みの治療費のうち未治療分相当額について被告代表者は法律上の原因なく利得しているとして、これを返還すべきとした。ただし、歯科技工料が矯正施術料の30%であることについては、不当に高額とまでは認められず、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものということとはできないとして法10条には反しないとされた。
16	東京高裁平成31年3月14日判決	事例2(東京地判H30.10.3)の控訴審。原審が原告・控訴人(消費者)の法10条に関する主張を否定した上で、請求を全て棄却したため、原審の原告が控訴した。	裁判所は、原審判決を引用した上で、原審同様の理由で控訴人の法に関する主張を全て否定した上で、控訴を棄却した。
17	東京地裁平成31年3月20日判決	アパートの経営等をしている原告(個人)が、被告(信用金庫)から受けた融資について、期限前の繰上返済の手数料を定める特約は、被告が繰上返済を受けた場合にその金員を他に運用して利益を上げることが可能であるから、元金を基に二重の利益を得ることを認めることになる等として、法10条または公序良俗に反し無効であると主張し、上記支払手数料相当額等の不当利得の返還請求をした事例。	裁判所は、原告がアパートを賃貸する事業を営んでおり借入れが同事業に関する資金調達するためのものであったことから、法2条1項括弧弧書の規定により、形式的にみて、「消費者」から除外されるとし、実質的にみて、特約について情報の質、量及び交渉力の格差から原告がその内容を十分に理解できないまま締結されたとは認められない以上、例外的に消費者契約法を適用することもできないとして、法10条に基づく主張を否定した。公序良俗違反に基づく主張についても、利息の制限を潜脱するような不当な利益を被告に得させることを目的としたものでない、実質的にも債務者から暴利をむさぼるものとまで評価することはできないとして否定し、原告の請求を全て棄却した。
18	東京地裁平成31年3月26日判決	原告(不動産管理会社)が被告(消費者)と建物の賃貸借契約を締結し、被告がA(クレジットカード会社)との間で被告の原告に対する本件賃貸借契約に基づく賃料等支払債務につき立替払委託契約及び保証委託契約を締結していたところ、被告が、Aに数カ月間賃料等を支払わなかったため、原告が、本件委託契約における「原告及びAに対する本件賃貸借契約上の権利義務として、被告がAに対する本件債務の支払いを怠り、原告と被告の信頼関係が破壊されるに至った」との事由を本件賃貸借契約の解除事由に追加する旨の条項」に基づき、被告に対して書面到達後5日以内に未払い分をAに支払うよう通知書にて催告し、期限までに支払わなければ本件賃貸借契約を解除するとの意思表示をしたが、被告による支払いがなされなかったため、本件賃貸借契約は解除され終了したとして、被告に対して本件賃貸借契約の終了に基づき建物の明渡しを求めた事例。被告は、原告の主張する催告期間は相当期間を定めた催告には該当せず消費者の利益を一端的に害する条項であって法10条により無効であると主張した。	裁判所は、通知書に定められた催告期間は相当であるとした上で、本件賃貸借契約及び本件委託契約においては催告期間を5日間とする条項はなく、法にいう「条項」に該当するものがないことから法10条の適用を否定した。そして、被告がAに本件債務を履行することは、本件賃貸借契約及び本件委託契約による原告、被告及びAとの間の三者間関係を維持する上での不可欠な要素であるから、被告が本件債務の弁済を怠ることは、被告とAとの間の信頼関係のみならず、被告と原告との間の信頼関係を破壊する事情にあたるとした。原告がAから賃料等の立替払いを受けていることから原告には経済的損害は生じておらず、Aが本件委託契約を解除していないとしても、原告と被告の信頼関係は破壊されるに至っており、本件委託契約に追加された本件賃貸借契約の解除事由が認められるから、原告の本件賃貸借契約の解除の意思表示は有効であり、解除により終了しているとした。以上により、原告は被告に賃貸借契約終了に基づく目的物返還請求として建物の明渡しを求めることができるとして原告の請求を認容した。
19	東京地裁平成31年3月28日判決	原告1(消費者)、原告2(消費者)が、被告1(会員権販売業者)に対し、ホテル等の利用に関する会員権aの入会金として預託した500万円について、預託契約に基づき返還を求め、原告らが被告2(ホテル業者)に対し、ホテルの対象客室の利用権を内容とする会員権bの入会申込金として預託した300万円について、対象客室を含む建物の完成の履行不能を理由に預託契約を解除した上、解除に基づく返還請求権として内290万円の支払いを求め、原告1が、被告2に対して、cクラブの入会保証金として50万円を預託したところ、預託契約に基づき据置期間満了後3カ月経過しても会員から特段の意思表示がないときはさらに2年間据置置かれるとの条項が法10条に基づき無効であると主張して50万円の返還または据置期間満了後を期限として50万円の返還を求めた事例。	裁判所は、cクラブの預託契約における、入会保証金の据置期間満了後3カ月以内に会員が意思表示をしない限りさらに2年間返還請求をすることができない旨の条項について、その内容に照らし、消費者の返還請求権の行使を不当に制限するものとして法10条に反し無効であるとまでは直ちに認められない、とした。しかし、被告1、2は請求原因事実をおおむね認めたため、原告の預託金返還請求については認容した。

20	東京地裁令和元年5月10日判決	<p>賃貸借契約に基づき負担する債務について被告・被控訴人(保証業者)と保証委託契約を締結した原告・控訴人(消費者)が、被告に対し、同契約の効力を争い、保証委託料相当額約5万円及び遅延損害金の支払いを求めた事例の控訴審。原告は、同契約を締結する必要がなかったにもかかわらず、その旨が説明されていなかったとして詐欺取消し等を主張するとともに、訴外賃貸人が本件保証委託契約の解約を承諾した旨を書面により明らかにした場合に限り被控訴人が控訴人からの解約の申し入れに応じるものとする条項について、原告の解約権を一時的に制限するものであって、本件保証委託契約は法10条に反して無効であるなどと主張した。原審が原告の請求を棄却したため、原審の原告が控訴した。</p>	<p>裁判所は、個人の連帯保証人がいる場合に訴外賃貸人が重ねて保証会社による保証を求めない意向であったとは認められない以上、保証委託契約を締結する必要がない旨の説明をしないのはむしろ当然であり、欺罔行為は認められない等として詐欺取消しの主張を否定し、控訴人の法10条に関する主張についても、当該条項が消費者の利益を一方的に害する条項に当たるか否かの問題は、専ら当該条項の効力に関わるものであって、保証委託契約全体の効力を左右しないとして否定し、その他の主張についても全て否定して控訴人の控訴を棄却し、控訴人の請求を棄却した原審の判断を維持した。</p>
21	東京地裁令和元年6月12日判決	<p>原告・被控訴人(飲食店)が、建物の一部(本件建物)を賃借した上、被控訴人の従業員であった被告・控訴人(消費者)に対して社宅として転賃したが、控訴人を解雇したことに伴い転賃借契約は終了したなどと主張して、控訴人に対し、転賃借契約の終了に基づき建物の明渡しを求めるとともに、控訴人が明渡し期限までに本件建物を明け渡さなかったため本件建物の賃貸人に対し火災保険料及び損害金を支払う義務を負った旨主張して、控訴人に対し、不法行為による損害賠償を求め、反訴として、控訴人が本件解雇は無効であり、これにより精神的損害を被った旨主張して、被控訴人に対して慰謝料の支払いを求めた事例。控訴人は、本件賃貸借契約において、被控訴人が明渡しを遅滞した場合には賃貸人に対して賃貸借契約が解除されたまたは消滅した日の翌日から明渡し完了日までの間賃料の倍額相当の損害金を支払う旨の違約金合意について、法10条に反し無効であると主張した。原審が被告の請求を棄却したため、被告が控訴した。</p>	<p>裁判所は、本件解雇には客観的に合理的な理由があり社会通念上認められ、また、本件転賃借契約は控訴人が被控訴人の従業員たる身分を失った場合には終了することが予定されていたものであって、雇用契約終了に伴い終了するものと認めるのが相当であり、仮に、本件転賃借契約が雇用契約終了に伴って終了したと認められないとしても、本件転賃借契約は合意解約により終了したというべきであるとして、被控訴人の本訴請求をいずれも認容し、控訴人の控訴を棄却した。法10条に関しては、そもそも違約金合意の当事者は賃貸人と被控訴人であって、被控訴人は個人ではないから、法による保護の対象外であり主張自体不当であるとした上で、それを措くとしても、賃貸借契約において明渡し滞時の違約金を合意することは十分な合理性があり、違約金が本件賃借料の倍額にとどまることなどを考慮すれば、本件違約金条項は民法1条2項に規定する基本原則に反するものということとはできないと判示した。</p>
22	福岡高裁令和元年6月26日判決	<p>事例12(福岡地裁久留米支判H31.1.25)の控訴審。原審が原告・控訴人(消費者)の法10条に関する主張を否定した上で、請求を全て棄却したため、原審の原告が控訴した。控訴人は法10条に関して、傷害保険契約が典型的にモラルリスクの高い契約であるとはいえず、消費者に事故が故意または重大過失によるものでないことの立証を負わせる約款は法10条等に反し無効であると主張した。</p>	<p>裁判所は、原審同様保険金請求者が、「発生した事故が偶然な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うものと解するのが相当である」とし、法10条の趣旨を述べたうえで、約款は「急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害」を給付事由とすることで保険金を支払う対象である「傷害」を明らかにしていること、「急激かつ偶然な外来の事故」の発生を保険金請求権の成立要件としなければ保険金の不正請求が増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、誠実な保険加入者の利益を損なう恐れがあることが考慮されたもので、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものであるとはいえないとして、法10条に関する主張を否定し、加えて、事実認定において偶然の事故であることも否定して控訴人の控訴を棄却した。</p>
23	東京地裁令和元年7月11日判決	<p>被告(消費者)にLPガス消費設備を貸与し、同設備について売買予約をしていた原告(LPガスの販売業者)が、被告に対し、被告が原告とのガス供給契約を解除した場合に同設備の売買予約について予約完結権(一方的な意思表示により売買契約を成立させる権利)を行使することができるのと約定に基づいて、売買予約完結の意思表示をしたうえで、売買代金の支払いを請求した事例。原告は、予備的に、本件契約の実質は、ガス供給契約の解除に伴う利益調整合意であり、それに基づいて同設備の残存価値相当額の支払いを請求できる。あるいは、同設備が被告所有の建物に付合しているとしても償金請求ができると主張した。被告は、同設備の売買予約の実質はガス供給契約の解約に伴う違約金の定めと解すべきで法9条1号の適用があるところ、原告には損害が生じていないなどと主張した。</p>	<p>裁判所は、本件契約はガス供給取りの継続を目的に原告が自己の費用負担で建物に消費設備を設置し、ガス料金の中から消費設備の設置費用も回収するが、被告が契約を解除する場合にはそれまで回収できなかった消費設備の設置費用を回収しようとするものである等の理由から、売買の予約ではなく損害賠償額の予定又は違約金の合意であるとしたうえで、消費設備の社会通念上の経済的価値は設置当初から著しく低いこと、取引の継続した2年の間に経年劣化により消費設備の経済的価値はさらに低下し、他方で原告が消費設備の設置費用の回収を考慮して設定されたガス料金の支払を被告から受け続けていたことから、契約の解除時点において、その解除によって生じた原告の損害が存していなかったことが事実上推定され、同種の消費者契約の解除に伴い事業者に生ずべき平均的な損害についても存しないことが事実上推定されるとして、上記合意としての代金請求がなされた場合でも、本件契約は法9条1号により全ての部分が無効となる等と判断し、原告の請求を全て棄却した。</p>
24	東京地裁令和元年7月23日判決	<p>被告ら(消費者)との間で建物の賃貸借契約を締結していたA(不動産業者)から当該建物の譲渡を受け、所有権を取得した原告(不動産業者)が、被告に対し数カ月分の未払賃料等を支払わなければ賃貸借契約を解除するとの意思表示をしたところ、期限までに賃料等が支払われず被告による建物の占有が続いていることから、被告に対し、賃貸借契約の終了に基づく建物の明渡し、未払賃料等及び遅延損害金の支払い等を求めた事例。被告は、賃貸借契約のうち、契約終了にもかかわらず建物の明渡しを遅延したときは、明渡し完了日まで賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならないとする損害金条項について、法10条に反し無効であると主張した。</p>	<p>裁判所は、損害賠償の予定額を賃料の倍額と定めた損害金条項について、任意規定の適用による場合に比して消費者である賃借人の義務を加重する条項に該当するとしても、明渡し義務の履行遅滞によって賃借人に生じる損害の填補や、賃借人の明渡し義務の履行促進の観点に照らしてみれば場合に、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するような不当に高額な損害賠償の予定額の定めであると評価できず、法10条に反するとはいえない等として、原告による請求をいずれも認容した。</p>
25	東京地裁令和元年8月26日判決	<p>原告(賃貸人、ビルの管理組合)が、被告(賃借人、消費者)に対し、被告が賃貸借契約を解約して建物を退去する際、原告が無断で建物の錠前を交換する等の債務不履行があったなどと主張し、賃貸借契約に基づき、違約金等の支払い、原状回復、建物の明渡し等を求めた事例。原告は、建物の錠前を無断で交換したこと等について、賃貸借契約違反の違約金として賃料等相当額の倍額である約10万円の支払いを求めたが、被告は、違約金条項や建物明渡し時におけるトイレ・台所の消毒費用及びエアコン清掃費用について被告が負担する旨の特約について法10条に反し無効であると主張した。</p>	<p>裁判所は、違約金条項について、錠前の無断交換による違約金の額としてはやや高額ではあるが、錠前の無断交換に伴い原告による建物管理に支障を来すことと相当因果関係のある損害は鍵及び錠の交換費用にとどまらない可能性もあることを踏まえると、当該条項が直ちに公序良俗や法10条に反するとは認められないとしつつ損害賠償の予定額から原告の過失として5割を相殺し、被告は賃貸借契約に基づく違約金として約5万円の支払い義務を負うとした。また、清掃費用の特約条項については、実際にかかる平均的な費用と比較して特に高額ではないこと、賃貸借契約上清掃費用の他に建物の明渡し時に一律に徴収する費用は取り決められていないこと、被告が特約条項について説明を受けていること、被告が建物において喫煙していたこと等を踏まえると、信義則に反して賃借人である被告の義務を加重しその利益を一方的に害するとまではいえないとして法10条による無効を否定し、被告は特約条項に基づく費用の支払い義務があったとした。</p>

26	東京地裁令和元年8月27日判決	被告・反訴原告(駐車場運営業者)との間で駐輪場の利用契約を締結した原告・反诉被告(消費者)が、被告に対して車両の隠匿等を理由に損害賠償を請求し、被告が原告に対して、看板等を通じて利用者に表示された利用方法(原動機付自転車のタイヤにチェーンをかけ、挿入口に差し込む)を遵守しておらず利用規約に反する利用があったとして、違約金等5万円等を反訴請求した事例。原告は、違約金等5万円を定めた規約について暴行行為である等として法10条に反して無効であるか、被告の損害をはるかに超えるものであるから法9条1号に反して無効であると主張した。	裁判所は、原告が不正行為や違約金等の定めについて了承した上で駐輪場利用契約を締結しているため、所定の不正行為をしたことで約定の違約金等5万円の支払義務を負い、契約の解除に伴う違約金ではないため同条項に法9条1号は適用されないとした。また不正行為に際して駐車料金の多寡にかかわらず損害賠償の額を予定するという趣旨に加え被告が支出を要すると予想される損害額との対比等に照らせば、任意規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重するものに当たるともいえないとして法10条に反しないと判断し、被告の反訴請求を正規駐車料金と違約金の限度で一部認容した。
27	東京地裁令和元年9月3日判決	被告・控訴人(駐車場運営業者)との間で駐車場(コインパーキング)の利用契約を締結した原告・被控訴人(消費者)が、被告に対し、駐車券を紛失した際に別途料金3万円を支払う旨の条項について、利用時間を問わず一律に3万円を徴収することから法10条に違反すると主張して、不当利得返還請求権に基づき、既払金の返還等を求めた事例の控訴審。原審が被控訴人の請求を一部認容したため、原審の被告が控訴し、原告が附帯控訴した。	裁判所は、当該条項について利用料金を超える支払債務を利用者に負わせるという意味で法10条前段に当たるとしたうえで、利用者に交渉の余地がなく情報及び交渉力の格差があったことは明らかであり、実際の利用時間が判明したか否かにかかわらず料金を定める内容は信義則に反し一方的に消費者の利益を侵害しているとみる余地があり、さらに原告に利用時間を過少に申告するなど、利用料金の支払いを免れる意図がわがわれない場合に紛失時料金を徴収することは、業界団体作成のガイドラインにも反すること等から、本件条項は、少なくとも原告との関係においては信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものに当たるとして、法10条に反して無効と判断し、原判決を変更し、被控訴人の請求を一部認容した。
28	東京地裁令和元年9月5日判決	原告(消費者)が、宿泊施設の予約に関するウェブサイト運営する被告に対し、「静かな部屋」をリクエストしたにもかかわらず、予約したホテルに仮囲いがあり工事が実施される予定であることをウェブサイトに掲載しなかったことが不法行為に該当し、また、被告が原告のリクエストをホテルに正確に仲介しなかった債務不履行がある等と主張して、損害賠償請求権に基づき宿泊施設のキャンセル料及びホテル側との折衝のために必要となった交通費等の支払いを求めた事例。原告は、ウェブサイトに記載されている内容を信じて予約をしたにもかかわらず、ウェブサイトの記載内容について被告が責任を負わないとすれば、そのようなシステムは法10条に反していると主張した。	裁判所は、原告の主張する事実経過について、客観的証拠がないとして原告の主張を認めなかった。そして、原告の宿泊予約は被告からホテルに伝達されており、被告に不法行為責任等が生じる余地はなく、ウェブサイトの約定によっても、被告において、ホテルの場所や宿泊料等の一般的な情報を超えて、原告固有の特別なリクエストに対応することができる状況にあるのかについてまで、ウェブサイトに情報を掲載して提供する法的義務が生じるとはいえないとした。また、法10条違反の主張については、ウェブサイトには原告の特別なリクエストが満たされることを保証する文言は一切ないことから、不当条項の前提を欠き理由がないとして、原告の請求を棄却した。
29	東京地裁令和元年9月5日判決	被告(不動産投資会社)の取締役から勧誘のメールを送付され、賃貸併用住宅建設のための不動産投資コンサルティングサービス契約を締結した原告(個人)が、契約を合意解除したと主張して不当利得に基づき既払金の返還を請求した事例。勧誘メールには「同意事項」として、「最大限の努力を致しますが、申込み後に何らかの理由で購入に至らない場合でもご返金できませんのでご了承ください」と記載されていたが、原告は既払金を返還しない旨の合意は成立しておらず、仮に成立していたとしても法9条、または10条の趣旨等に照らし無効であると主張した。	裁判所は、契約解除の合意を否定して、仮に解除されていたとしても合意に基づいた返金請求はできないと判断するとともに、本件契約は原告が行う不動産賃貸業の規模を拡大するために締結されたものであり、「個人が事業のために契約の当事者となる場合」にあたるとして、原告の消費者性を否定して法の適用を否定し、原告の請求を全て棄却した。
30	東京地裁令和元年9月24日判決	原告(マンションの管理組合)が、管理規約に基づいてマンションの売主である被告(不動産会社)に対して、未払管理費、修繕積立金等の支払いを求めた事例。管理規約には、マンションの引き渡し開始日以降に未引渡住戸がある場合は管理組合が暫定的な管理を行うが、引渡しから4カ月後より未引渡住戸の管理費及び修繕積立金を売主が負担すること等が定められていたが、原告は当該条項について、被告に合理的理由のない利益を一方的にもたらす内容であり区分所有法に基づいて無効であると主張するとともに、法10条や公序良俗違反による無効も主張した。	裁判所は、本件条項について、被告が未販売住戸のうち一室を販売用に利用しその他を利用していなかったこと等から管理費等を負担しない期間を設けること自体に一応の合理的理由はあること、その期間も4カ月と比較的短いこと等から、社会通念上相当な制約の範囲内であると認め、区分所有法や公序良俗に反するとはいえないと判断し、法に基づき主張については、管理規約が消費者と事業者との間で締結される契約ではないことから法10条は適用されないとして、原告の請求を全て棄却した。
31	東京地裁令和元年9月25日判決	被告(消費者)にLPガス消費設備を貸与し、同設備について売買予約をしていた原告(LPガスの販売業者)が、被告に対し、被告が原告とのガス供給契約を解除した場合に同設備の売買予約について予約完結権(一方的な意思表示により売買契約を成立させる権利)を行使することができるの約定に基づいて、売買予約完結の意思表示をしたうえで、売買代金の支払いを請求した事例。原告は、予備的に、本件契約の実質は、ガス供給契約の解除に伴う利益調整合意であり、それに基づいて同設備の残存価値相当額の支払いを請求できる、あるいは、同設備が被告所有の建物に付合しているとしても、償金請求ができると主張した。被告は、同設備の売買予約の実質はガス供給契約の解約に伴う違約金の定めと解すべきものであり、法9条1号の適用があるところ、原告には損害が生じていないなどと主張した。	裁判所は、消費設備に係る定めは売買予約や利益調整合意としては合理性を欠き、その実質は違約金の定めあるいは契約の解除に伴う損害賠償額の予定であるとしたうえで、約8年弱にわたって使用された消費設備の経済的価値がガス供給契約の解除の時点で既に残存していないこと、原告としては消費設備が社会通念上の経済的価値を喪失するまでに徴収したガス料金によって、消費設備の設置費用の一部を回収することを期待できたこととことから、消費設備が社会通念上の経済的価値を喪失した後に残存している未回収の消費設備の設置費用相当額等を被告に賠償させることは、社会通念上公平を欠き、契約の解除に伴い原告に生ずべき平均的な損害は存在せず、上記定めは法9条1号により無効となる等と判断して原告の請求を棄却した。
32	東京地裁令和元年9月30日判決	被告(消費者)にLPガス消費設備を貸与し、同設備について売買予約をしていた原告(LPガスの販売業者)が、被告に対し、被告が原告とのガス供給契約を解除した場合に同設備の売買予約について予約完結権(一方的な意思表示により売買契約を成立させる権利)を行使することができるの約定に基づいて、売買予約完結の意思表示をしたうえで、売買代金の支払いを請求した事例。原告は、予備的に、本件契約の実質は、ガス供給契約の解除に伴う利益調整合意であり、それに基づいて同設備の残存価値相当額の支払いを請求できる、あるいは、同設備が被告所有の建物に付合しているとしても、償金請求ができると主張した。被告は、同設備の売買予約の実質はガス供給契約の解約に伴う違約金の定めと解すべきものであり、法9条1号の適用があるところ、原告には損害が生じていないなどと主張した。	裁判所は、売買予約契約の成立を認めたとうえで、売買予約契約は損害賠償の予定や違約金の合意には当たらないから、法9条1号が適用される余地はないとし、その他の主張については、ガス消費設備の本件建物への付合を認め、付合によって所有権が被告に移転しているにもかかわらず、原告が消費設備の所有権を有しているものと誤信して売買予約契約が締結されたとして売買予約契約の錯誤無効を認め、付合により生じた被告の利得分についての原告の償金請求を認めた。

33	東京地裁令和元年9月30日判決	被告(消費者)にLPガス消費設備を貸し、同設備について売買予約をしていた原告(LPガスの販売業者)が、被告に対し、被告が原告とのガス供給契約を解除した場合に同設備の売買予約について予約完結権(一方的な意思表示により売買予約を成立させる権利)を行使することができるのと約定に基づいて、売買予約完結の意思表示をしたうえで、売買代金の支払いを請求した事例。原告は、予備的に、本件契約の実質は、ガス供給契約の解除に伴う利益調整合意であり、それに基づいて同設備の残存価値相当額の支払いを請求できる、あるいは、同設備が被告所有の建物に付合しているとしても、償金請求ができることと主張した。被告は、同設備の売買予約の実質はガス供給契約の解約に伴う違約金の定めと解すべきものであり、消費者契約法9条1号の適用があるところ、原告には損害が生じていないなどと主張した。	裁判所は、消費設備に係る契約は、形式上は売買予約を定めるものの、売買の目的物であるはずの消費設備が被告の使用により経年劣化し売買代金額も次第に低額なものとなっていかかわらず、原告の予約完結権には、取引が継続する限り、これを行使することができないという大きな制約が課されていること等から、損害賠償額の予定を合意したものと解するのが相当であるとしたうえで、原告が被告と契約を締結する前に、自らの判断の下に建物にガス設備を設置したことから、設置に要した費用を被告との間の契約の解除による損害とみることはできない、契約の解除により原告が失った将来のガス料金相当額については、被告が契約をいつでも将来に向かって終了させることができることからすれば契約の解除による損害とみることはできないとして、本件において原告に生ずべき「平均的な損害の額」は0円であり、消費設備に係る合意は、全部が法9条1号により無効であると判断し、償金請求も否定して原告の請求を全て棄却した。
34	東京地裁令和元年11月25日判決	被告(連鎖販売業者)の会員であった原告1(健康食品の卸・小売業者)と原告2(原告1の代表取締役)が、勧誘した会員数や商品購入額に応じて支払われるボーナスについて、「キャップ調整」と称して、一方的に減額された等と主張して、債務不履行に基づく損害賠償等を請求した事例。原告は、キャップ調整について、概要書面に「※ポイントで計算し、最大66%でキャップ調整します」と記載があるのみで具体的な減額条件等は不明であり、減額の程度が被告の恣意的な判断により決まる上に過大であることなどから、法10条等により無効である等と主張した。	裁判所は、概要書面からボーナス額の調整が実施されると読み取ることができ、健全な経営を行うために調整が行われていること等から、本件調整が違法や無効であるとはいえないとし、法に基づく主張についても、原告1が個人に当たらないことはもとより、原告2が被告を設立して取締役となった者で、取締役辞任後も会員として実績を上げていたこと等から事業のために被告と契約を締結しており、法にいう個人には当たらないとして、法10条に基づく請求を否定した。その他請求についても全て否定し、原告の請求を全て棄却した。
35	東京地裁令和元年12月12日判決	被告(生命保険会社)と生命保険契約を締結していた原告法人(税理士法人)ならびに疾病定額保険契約及び個人募集代理店委託契約を締結していた原告法人の社員である原告Aが、被告による各保険契約の解除は解除事由が認められず、また代理店委託契約の解約は無効であるなどと主張し、各契約上の地位にあることの確認を求めるとともに、原告Aが罹患した疾病が支払事由である「悪性新生物」に該当するなどと主張して、被告に対し、保険金の支払いを求めた事例。原告は、代理店委託契約において、原告Aが本件代理店委託契約期間(1年間)中に2件以上の保険契約の成立がない場合、被告はいつでも文書による予告なしに代理店委託契約を解約することができる旨の解除条項について、法10条により無効であると主張した。	裁判所は、各保険契約の締結に当たって原告らに告知義務違反があったと認めるとともに、代理店委託契約については、委任契約または準委任契約にあたり、委任者は、いつでもその解除をすることができ(民法651条1項)、相手方に不利な時期に解除をしたときは相手方の損害を賠償しなければならない(民法651条2項本文)とあり、本件解除条項においては、契約期間中に2件以上保険契約が成立すれば、委託者は、1カ月前に文書による予告をしなければ代理店委託契約を解約することができないものであり、民法651条2項本文の適用を排除する約定は見当たらないから、本件解除条項は、委託者の解除権行使を制限するものといえ、任意規定の適用による場合に比して受託者の義務を加重するものとも認められず、信義則に反して受託者の利益を一方的に害するものとも認められずとして法10条の適用を否定し、原告らの請求をいずれも棄却した。
36	東京地裁令和元年12月24日判決	原告・控訴人(消費者)が被告・被控訴人(旅行会社)と契約を締結し、被控訴人を通じて航空会社の国際航空券を取得した後、被控訴人との間の同契約を解除した。あるいは同契約が無効であると主張して、被控訴人に対し、解除に基づく原状回復請求権または不当利得返還請求権に基づき、国際航空券の代金相当額の支払いを求めた事例。原審が原告の請求を棄却したため、原告が控訴した。控訴人は、旅行者にキャンセル料を全額負担させる条項は法10条に反し無効である旨主張した。	裁判所は、本件契約は被控訴人が控訴人の委託により控訴人のために代理、媒介または取次をすること等により、控訴人が航空会社の提供される運送サービスを受けられるように手配することを引き受ける契約であるとしたうえで、本件航空券は、航空会社による正規割引航空券であり、本件契約上、契約成立後にこれを取り消したとしても、被控訴人の手配手数料は返金されないと定められている上、航空会社の規定により、国内空港使用料等のみが返金されるにすぎないものであり被控訴人が清算処理をした結果、控訴人に返金すべき残額は存在しないとされた。さらに、本件航空券の代金が返還されないのは航空会社の規定に基づき処理されたことによるものであり被控訴人は、本件航空券の手配を引き受けたにすぎず、航空会社の規定を変更しよう立場にもないため、本件航空券の代金等の返還を求めるとはできないとして控訴を棄却した。なお、本件契約の法10条等により無効の主張については、被控訴人が変更しよう立場にない航空会社の規定が返金を認めない不当な条項であるから本件契約は無効であると主張することは当を得たものではないとして否定した。
37	東京地裁令和2年1月9日判決	原告1(GD等制作販売会社)及び原告2(芸能事務所)が、被告ら(消費者)との間で、①GDの制作等を内容とする業務委託契約②被告Cが原告らの提供するボーカル等のレッスンを受講する2年間のボーカルレッスン契約③被告1が原告らの提供するギター等のレッスンを受講する2年間のギターレッスン契約を締結したところ、被告らが本件各契約を解除する旨の意思表示をしたため、本件各契約を期間内に解除する場合には違約金として契約代金全額相当額を直ちに支払う旨の違約金合意に基づき、違約金等の支払いを求めた事例。	裁判所は、原告らと被告らとの間で本件業務委託契約及びボーカルレッスン契約が確定的に締結された証拠が認められず、違約金を請求する前提を欠くとした。ギターレッスン契約については契約の成立が認められるが、ギターレッスン契約は準委任契約であって被告1はいつでもこれを解約することができ、被告1による解約の意思表示により有効に解除されているとした。そして、違約金合意は、解約の時期や、解約による原告らの損害の有無及び程度にかかわらず、被告1に受講料の全額に相当する違約金を一律に課すものであり、信義則に照らして被告1の利益を一方的に害するものであって法10条に反し無効であるとして原告らの請求をいずれも棄却した。
38	東京地裁令和2年1月9日判決	留守宅管理・賃貸斡旋等を目的とする事業者である原告(賃貸人)が、原告と土地及び建物の賃貸借契約を締結した被告ら(消費者、賃借人及び連帯保証人)に対し、賃料不払いを理由に賃貸借契約を解除し、土地及び建物の明渡し、未払賃料、約定の遅延損害金の支払い等を求めた事例。被告は、明渡し遅延損害金として賃料の2倍に相当する損害金を支払う旨定めた約定について、原告に生ずる平均的な損害は賃料相当額であり、それを超えて損害が発生する合理的根拠はないとして、法9条1号により無効である等と主張した。	裁判所は、原告が複数回賃料の支払いを遅滞し未払賃料が4カ月分に達していること、賃料の不払いが病気を理由としたやむを得ないものであったとしても、賃貸借契約が賃貸で原告が所有者に賃料を支払わなければならないこと等から、賃料の不払いについて信頼関係の破壊と認められない特段の事情は認められなかったとして、遅延損害金条項については、その解約又は解除を原因として本件賃貸借契約が終了した後において、賃借人が土地及び建物の明渡し義務の履行を遅滞したことを対象とする規定であることが文言上明らかであること、そもそも解除の時点では明渡し義務の履行遅滞による損害の発生自体が不明であることから、法9条1号の定める条項に該当しないと否定し、原告の請求を全部認容した。
39	東京地裁令和2年1月23日判決	原告(イベントの企画会社)が、イベント参加者である被告(消費者)に対して、参加確認書の質問事項に虚偽の申告をしたことを理由に同書面に定められた違約金(参加ごとに30万円)で合計420万円)の支払いを請求した事例。被告は、イベントの参加費が1回当たり2000円から6000円程度であり、原告に実質的な損害が生じていないことからすると、30万円という違約金額は公序良俗に反するうえ法10条に違反する無効なものであると主張した。	裁判所は、違約金に係る合意が有効に成立しているとしたうえで、参加確認書のうち参加条件や違約金に関する部分について参加者に注意喚起する工夫が施されていること、イベント会場においても参加条件や違約金について告知する配慮が施されていたことから、公序良俗に反するとか、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるといえることはないと判断して原告の請求を全て認めた。

40	東京地裁令和2年1月30日判決	<p>被告(消費者)にLPガス消費設備を貸し、同設備について売買取約をしていた原告(LPガスの販売業者)が、被告に対し、被告が原告とのガス供給契約を解除した場合に同設備の売買取約について予約完結権(一方的な意思表示により売買取約を成立させる権利)を行使することができるとの約定に基づいて、売買取約完結の意思表示をしたうえで、売買取約の支払いを請求した事例。原告は、予備的に、本件契約の実質は、ガス供給契約の解除に伴う利益調整合意であり、それに基づいて同設備の残存価値相当額の支払いを請求できると主張した。原告の請求に対し、被告は、同設備の売買取約の実質はガス供給契約の解約に伴う違約金の定めと解すべきものであり、法9条1号の適用があるところ、原告には損害が生じていないなどと主張した。</p>	<p>裁判所は、売買取約に関する合意について、予定期間よりも早期に供給契約が解除された場合における損害賠償額の予定又は違約金の定めを合意したものと解するのが相当であるとしたうえで、法9条1号に関する主張については、消費設備の所有権が原告にあることからすれば、賠償予定額ないし違約金は、法9条1号所定の「平均的な損害」を超えるものであるといえるから、上記合意部分は無効であると判断し、原告の利益調整合意に関する主張も否定し、原告の請求を全て棄却した。</p>
41	東京地裁令和2年2月5日判決	<p>サブリース事業として貸室を所有者から賃借し転貸している原告(不動産業者)が、被告(転借人、株式会社)に対して、暴力行為等の問題行動や賃料未払い等を理由とする賃貸借契約の終了に基づいて、貸室等の明渡し、未払賃料及び更新料、契約終了後の賃料倍額損害金(※賃借人が賃貸借契約の終了までに貸室を明け渡さないときに賃料の倍額に相当する損害金と明渡し遅延によって生じた損害の支払い義務を認めるもの)の支払い等を請求した事例。被告は、倍額損害金条項について、明渡しの遅延により生じる損害は賃料を得られないことのみでそれを超える部分は法9条か10条等によって無効である、また更新料は契約継続の対価とみることはできないから、更新料条項は法10条等によって無効である等と主張した。</p>	<p>裁判所は、被告が法人であり消費者ではないとして、被告の法に基づく主張を否定しつつ、この点を措いたとしても倍額損害金条項は法9条1号に定める損害賠償額の予定または違約金を定める条項には当たらず、額や目的等から特に不合理とはいえず法10条にも反しない、更新料条項はその性質から更新期間と照らして高額に過ぎるなどの特段の事情がなければ法10条には反せず、本件では特段の事情があるとはいえないとして否定したうえで、原告の請求をおおむね認め、被告に貸室等の明渡しや未払賃料の支払い等を命じた。</p>
42	東京地裁令和2年2月6日判決	<p>期間2年、賃料と管理費あわせて月約10万円の建物賃貸借契約を被告・控訴人(賃借人、消費者)が1年経過後に解約したため、原告・被控訴人(賃貸人)が、違約金と原状回復費用等を請求した事例。最初の1カ月間は賃料等が無料になる「フリーレント期間」が設けられているとともに、期間途中で解約する場合は違約金として約10万円を支払う旨の特約があったが、控訴人はフリーレントは応募者を勧誘する目的があるにすぎないこと、違約金条項と関連付ける規定が存在しないこと等から、違約金特約は平均的損害を超える賠償を予定するもので、法9条または10条に反し無効である等と主張した。原告が、被控訴人の請求の大部分を認めた(※控訴人の法に基づく請求に対する判断は不明)ため、原告の被告が自分の敗訴部分について控訴した。</p>	<p>裁判所は、1カ月間のフリーレント期間が設けられていること、違約金の額が月額賃料と管理費の合計額であることから、違約金特約は控訴人が2年間の契約期間中に中途解約する場合にはフリーレント期間分に相当する1カ月分の賃料等を支払うという内容であると認め、平均的な損害を超えるものでも消費者の利益を一方的に害する条項であるとも認められない等として、控訴人の法に基づく主張を否定し、その他の控訴人の請求も否定した上で、控訴を棄却した。</p>
43	東京地裁令和2年2月12日判決	<p>被告(消費者)にLPガス消費設備を貸し、同設備の売買取約をしていた原告(LPガスの販売業者)が、被告に対し、被告が原告とのガス供給契約を解除した場合に同設備の売買取約について予約完結権(一方的な意思表示により売買取約を成立させる権利)を行使することができるとの約定に基づいて、売買取約完結の意思表示をしたうえで、売買取約の支払い等を請求した事例。被告は、当該約定はLPガス供給取引を解除した時に何らの対価もなく当然に被告に金銭支払い義務を発生させるもので解約に伴う違約金の定めであり、業者である原告に何らの損害も生じていないにもかかわらず消費者に消費設備の時価相当額に相当する金額を支払わせるものであることから、法9条1号に反して無効である等と主張した。</p>	<p>裁判所は、本件契約は売買取約に関する合意ではなく、予定期間よりも早期にLPガス供給契約が解除された場合における損害賠償額の予定ないし違約金を合意したものと解するのが相当であるとして売買取約完結権の行使を理由とする代金請求権の発生を否定したうえで、消費設備の所有権が原告にあることから、違約金は法9条1号所定の平均的損害を超えるもので、同合意部分は無効であると判断した。その他利益調整合意の成立や償金請求の主張も否定し、原告の請求を全て棄却した。</p>

(3) 消費者団体訴訟に係る判決等

	判決	原告(控訴人、上告人)の主張	判決の内容
1	東京高裁平成30年11月28日判決	原告・控訴人(適格消費者団体)が、被告・被控訴人(移動体通信事業者)の携帯電話の利用に係る通信サービス契約約款中の、被告に一方的な約款の変更権限を認める条項は法10条により無効であると主張して、条項を含む契約の申込み又は承諾の差止等を求めた事例の控訴審。原審が当該条項の法10条前段該当性を認めつつも、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する(法10条後段)ものであるということとはできないとして、原告の請求を棄却したため、原告が控訴した。	裁判所は、法10条後段について原判決を引用しつつ、①必要に応じた合理的な範囲の約款変更は契約上予定されており、少なくとも「当事者の個別の同意がなくても約款を変更できる場合がある」という限度では約款法理が確立していること、②当該条項の文言が抽象的で事業者側を一方的に利する恣意的な変更も許容されるように読めるものの約款の文言について合理的な限定解釈を加えることは認められるべきであり、事業者側を一方的に利する合理性を欠く恣意的な変更が許容されると解釈する余地はないこと、③条項自体は価値中立的であり、法10条該当性は、変更後の約款の内容につき判断されるべきであること等から、法10条前段該当性を否定して控訴を棄却し、原告の請求を棄却した原審の判断を維持した(なお、最決令元年7月24日(H31才388、H31受475)において、上告棄却・不受理の決定がなされた)。
2	さいたま地裁令和2年2月5日判決	原告(適格消費者団体)が、被告(ゲームのポータルサイト運営業者)に対して、所定の要件の下で利用者(消費者)の会員資格を取り消した場合に、利用者(消費者)に生じた損害を賠償しない旨を定める条項等が、法8条1項1号及び3号に該当し無効であると主張して、免責条項を含む意思表示の差止めを請求した事例	裁判所は、被告による会員資格の取消しを定める条項について、文言自体が客観的な意味内容を抽出しがたいもので具体的な事情や該当例が規約中に置かれていないことに相まって、「当社の判断」という要件を通じて被告の広い裁量を認め、著しく明確性を欠いていること、このような会員資格の取消しの要件を踏まえると、それ以上の限定が付されていない免責条項は、損害賠償責任の全部の免除を認めるものであると解釈する余地があること、被告が条項の修正(限定)を行わない立場を明らかにしている一方で、全国消費生活情報ネットワークシステムによると、利用の一部停止について説明がされず、利用料金の返金を拒まれているなどの相談が複数されていることを考慮すると、当該条項が被告に有利な解釈に依拠して運用されているとの疑いを払拭することはできず、法8条1項1号及び3号の各前段に該当すると判断して、原告の請求を一部認容した。
3	福岡高裁令和2年5月27日判決	原告・控訴人(適格消費者団体)が、被告・被控訴人(冠婚葬祭互助会運営業者)に対し、互助会契約約款中の、解約時の払戻金について「被告は、契約金額及び支払回数に応じて、会員の月掛金の残額から『解約手数料』欄記載の手数料を差し引いた『払戻金額』欄記載の金額を支払う」との条項は、法9条1号及び同法10条に該当し無効であると主張して、当該条項に係る意思表示をすることの差止め等を求めた事例。原審が原告の請求を棄却したため原告が控訴した。	裁判所は、被告が本件互助会契約に関して支出する費用は、個々の契約との関係で支出が必要になる費用であり、解約により無駄な支出となってしまうものであるから、解約と相当因果関係のある損害と認められる一方で、会員募集に要する費用は、基本的には事業運営の一環としての営業活動に要する費用であって、個々の契約の締結の有無にかかわらず生じうるものであるから、解約との間に相当因果関係を認めることはできず、解約に伴う被告の損害には含まれないとしたうえで、個々の契約との関係で生じると認められる費用を計算し、当該解約金条項は、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額を超え、その限りで無効であるとし、また法9条1号によって無効とされないその他の部分については法10条に該当するとはいえないと判断して原判決を変更し、控訴人の請求を一部認容した。

<消費者契約法における事業者の努力義務>

努力義務の類型		努力義務の内容
事業者の努力義務	(1) 契約条項の明確化 (3条1項1号)	契約条項を定めるにあたって、その解釈について疑義が生じない明確で平易なものになるよう配慮すること
	(2) 情報提供 (3条1項2号)	勧誘に際し、物品や役務など契約の目的となるものの性質に応じ、個々の消費者の知識・経験を考慮した上で、必要な情報を提供すること

<消費者契約法における不当な勧誘・不当な契約条項>

不当な勧誘・不当な契約条項の類型		具体的に想定される 不当な勧誘・不当な契約条項の例	
不当な勧誘	誤認類型	(1) 不実告知 (4条1項1号)	「この機械を取り付ければ電話代が安くなる」と勧誘し、実際にはそのような効果のない機械を販売
		(2) 断定的判断の提供 (4条1項2号)	元本保証のない金融商品を「確実に値上りする」と説明して販売
		(3) 不利益事実の不告知 (4条2項)	眺望・日照を阻害する隣接マンション建設計画を知らながら、「眺望・日照良好」と説明し、当該マンション建設計画の事実を説明しないで販売
	困惑類型	(4) 不退去 (4条3項1号)	消費者の自宅等において、消費者が帰ってほしい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘
		(5) 退去妨害 (4条3項2号)	事業者の販売店等で、消費者が帰りたい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘
		(6) 不安をあおる告知 (4条3項3号)	就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と告げて勧誘（就職セミナー商法等）
		(7) 人間関係の濫用 (4条3項4号)	男性から電話があり、何度か電話するうち好きになり、思いを伝えた。男性に誘われ宝石展示場に行ったところ、「買ってくれないと関係を続けられない」と言われ契約（デート商法等）
		(8) 判断力低下の不当な利用 (4条3項5号)	加齢により判断力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ、「投資用マンションを持っていないければ定期収入がないため今のような生活を送ることは困難である」と告げて勧誘

	(9) 霊感等による知見を用いた告知(4条3項6号)	「私は霊が見える。あなたには悪霊がついておりそのままでは病状が悪化する。この数珠を買えば悪霊が去る」と告げて勧誘(霊感商法等)
	(10) 契約締結前に債務の内容を実施等(4条3項7号、8号)	事業者が、注文を受ける前に、自宅の物干し台の寸法に合わせてさお竹を切断し、代金を請求
	過量契約 (11) 過量契約(4条4項)	一人暮らしでありあまり外出せず普段着物を着用しない消費者に、そのことを知りつつ事業者が勧誘し着物を何十着も販売
不当な契約条項	(1) 事業者の損害賠償責任を免除する条項(8条)	いかなる理由があっても事業者は一切損害賠償責任を負わないものとする条項
	(2) 消費者が支払う違約金等を予定する条項等(9条)	消費者が解約した場合、支払済みの代金を一切返金しないとする条項
	(3) 消費者の利益を一方的に害する条項(10条)	賃貸借契約において、借主に過重な原状回復義務を課す条項

< 参考URL >

消費者契約法(消費者庁「消費者契約法」のページ)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/